

令和4年11月

令和5年度当初予算
編成に対する申入書

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

令和4年11月8日

兵庫県知事 齋藤元彦様

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

幹事長 伊藤勝正

政務調査会長 島山清史

令和5年度当初予算編成に対する申入書

長期化するコロナ禍により、我が国の経済と生活が大きな痛手を受ける中で、緊張が続くウクライナ情勢や急激な円安が追い打ちをかけています。原油価格や食料品などの物価高騰は、家計や中小企業だけでなく、農業や漁業など幅広い産業に深刻な影響があり、景気回復には相当の時間を要すると思われまます。また、少子高齢化や格差の拡大などは社会の閉塞感を広げ、私たちは何らかの不自由さや不安を抱えながら生活しています。

今回の感染症は、生活や暮らしを一変させ、私たちの意識や行動、経済社会に大きな変化をもたらしましたが、リモートワークや地方移住、仕事と生活の両立等への関心が高まるなど、新しい働き方や生活様式ももたらしたことから、今後は、最新のデジタル技術の活用や、兵庫県が脱炭素や水素社会の中心になることなどにより、東京一極集中を是正し、地方分権を推進し、危機にも強い地域社会・経済の構築をめざさなければなりません。

また、開催まで3年をきった、大阪・関西万博を地域創生の実現を加速させる機会と捉え、新しい社会のあり方を広く世界に示すことにより、直面する不安を取り除き安心と希望をスピード感と責任感をもって届け、前に進んでいかなければなりません。

国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の構築など人類共通の課題に対して、すべての関係者が全力で取り組まなければ、これ以上豊かな世界の維持・発展が望めないという危機感から生まれており、こうした危機感を県民や企業・団体と共有するとともに「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、県政の課題解決や地方創生の突破口を提供するものとして、本格的な取組を推進していく必要があります。

兵庫はかねてより五国という多様な地域が、バランスを保ち発展してきた背景を持つ県であり、阪神・淡路大震災などの困難を互いに支え合いながら乗り越えてきた歴史を持つことから、県民生活に直結する事業の水準を低下させることなく、それぞれの強みを活かしながら、事業の再構築を粘り強く推し進めていただきたいと思います。希望と活力あふれる兵庫県を目指し、本政策提言で我々議員団の意図するところを十分に斟酌いただき、各種事業に着実に反映されますよう強く求めるものであります。

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

団 総務常任委員会委員長	松田一成	神戸市兵庫区選出
副 産業労働常任委員会委員長	岸本かずなお	加古川市選出
幹 総務常任委員会委員長	伊藤勝正	明石市選出
副 産業労働常任委員会委員長	越田浩矢	神戸市長田区選出
政務調査会 警察常任委員会委員長	島山清史	神戸市須磨区選出
政務調査副会長 文教常任委員会委員長	竹尾ともえ	西宮市選出
健康福祉常任委員会委員	しの木和良	川西市及び川辺郡選出
警察常任委員会委員	谷井いさお	尼崎市選出
建設常任委員会委員	あしだ賀津美	神戸市北区選出
農政環境常任委員会委員	坪井謙治	伊丹市選出
文教常任委員会委員	天野文夫	姫路市選出
健康福祉常任委員会副委員長	小泉弘喜	尼崎市選出

● 最重点要望事項

1 感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取組

社会経済活動の維持を念頭とした感染拡大防止に向け、ウイルスの特性等に応じて機動的に対応できる検査・医療体制の確保およびわかりやすい情報提供の発信を求める。

2 原油価格や物価高騰等の影響を踏まえた生活者に対する支援

今後も原油価格・物価高騰が懸念されるなかで影響を受ける生活者に対して、きめ細かで機動的な支援を求める。

3 原油や原材料の高騰や急激な円安への対応支援

原油や原材料の高騰を価格などに転嫁できず苦しんでいるケースや、円安による影響が非常に大きい企業等に対し、支援ニーズを把握して、適切な支援を実施すること。

4 水素社会の実現に向けた強力な推進体制の構築

次世代高効率水素発電の本格導入に向けた研究開発や水素サプライチェーンの構築、燃料電池車の普及等を県独自で基金を設置するなど、継続的かつ強力に推進し、環境に優しい水素社会実現に向けた取組を推進すること。

5 フリースクール等に学ぶ不登校児童生徒に対する支援

不登校児童生徒が家庭の経済状況に関係なく、フリースクール等で学習機会を確保するため、通学費や授業料などの経済的支援制度の創設を求める。

6 帯状疱疹ワクチン接種助成制度の創設

高齢者の多くが罹患すると言われていた帯状疱疹を防ぐため、帯状疱疹ワクチン接種の助成制度創設を求める。

7 地域包括型産後ケア体制の整備

「訪問」「デイサービス」「ショートステイ」「産後ドゥーラ」などの産後ケアサービスを助産師等が一体的に提供する体制の整備を求める。

重点要望事項 目次

I	総務部	11
1	持続可能な県政の推進	11
2	私学教育の充実	12
3	選挙権行使の利便性確保	13
4	土砂災害特別警戒区域に係る固定資産税減免等	13
5	総務部その他要望事項	13
II	企画部・財務部	14
1	持続可能な県政の推進	14
III	県民生活部	16
1	安全・安心の地域づくり	16
2	県民生活部その他要望事項	18
IV	危機管理部	18
1	防災・減災対策の強化	18
V	福祉部	20
1	地域医療の充実	20
2	介護・福祉の充実	20
3	子育て支援の強化	23
4	障がい児・者への支援強化	24
5	その他	28
6	福祉部その他要望事項	30
VI	保健医療部	31
1	地域医療の充実	31
2	介護・福祉の充実	34
3	子育て支援の強化	36
4	障がい児・者への支援強化	37
5	その他	37
6	保健医療部その他要望事項	37
VII	産業労働部	38
1	多様な人材が活躍できる社会づくり	38
2	働き方改革の推進	38
3	女性が輝く社会づくり	39
4	若者の活躍を促す環境づくり	39
5	視覚障がい者の雇用・就業・定着の推進	41
6	観光立県の推進	42
7	中小企業の振興	43
8	未来を拓く基盤づくり	45
9	産業労働部その他要望事項	46
VIII	農林水産部	47
1	農林水産業の振興	47
2	農林水産部その他要望事項	51
IX	環境部	52
1	持続可能な環境の構築	52
2	環境部その他要望事項	54
X	土木部	54
1	命を守るインフラ整備の推進	54
2	公共交通・バリアフリーの充実	55
3	道路交通網の整備	57
4	関西3空港・神戸港の発展	58

5	県内建設業者・運輸事業者の振興	59
6	通学路対策の推進	60
7	急傾斜地崩壊対策事業の受益戸数等の採択要件の緩和	60
8	土木部その他要望事項	60
XI	まちづくり部	63
1	命を守るインフラ整備の推進	63
2	まちのバリアフリーの充実	64
3	まちづくり部その他要望事項	64
XII	企業庁	65
1	企業庁要望事項	65
XIII	病院局	66
1	がん対策の推進	66
2	障がい者への支援強化	66
3	新型コロナウイルス感染症など感染症対策	66
4	病院局その他要望事項	66
XIV	教育委員会	67
1	教育の充実	67
2	通学路対策の推進（再掲）	72
3	スポーツ立県ひょうごの推進	73
4	教育委員会その他要望事項	73
XV	警察本部	74
1	安全・安心の地域づくり	74
2	警察本部その他要望事項	78

重 点 要 望 事 項

I 総務部

1 持続可能な県政の推進

(1) 地域を支える取組の充実、支援

① 連携中枢都市圏・地域活性化に取り組む地域への支援

高度医療提供体制や6次産業化の支援、子育て支援、さらには地域交通の確保など、圏域全体の住民の暮らしを支えることが期待される連携中枢都市圏や中心市を核とした活性化を進める地域について、県として必要な助言を行うなど、積極的に連携し支援すること。

(2) 兵庫の玄関口・神戸の活性化

① 三宮駅周辺の整備開発の支援

JR、阪急の三宮駅ビルの建替、駅前広場の整備、神戸市の関連施設の再整備等三宮の再整備推進に当たっては、兵庫県そして国際都市神戸の玄関口としてふさわしい高い機能性や利便性を有し、災害に強く環境に配慮した魅力あふれる開発となるよう、事業者、神戸市と連携し、スピード感を持って整備が進むように支援を行うこと。

特に、兵庫県として兵庫らしさが反映できるように、公共スペース等への県産木材を利用した大規模木質化や、県内の特産品を新たな視点でアピールし、売込めるようなスペースの確保等、ハード、ソフト両面において兵庫県として積極的に提案すること。

② 県庁舎等再整備

県政改革方針に基づき一旦凍結された、県庁舎及び周辺地域の再整備については、現状の県庁舎が耐震基準を満たしていないことから、南海トラフ巨大地震発生時の司令塔として機能維持や職員の安全確保の観点から、早急に代替案を検討すること。

③ 神戸都心エリア全体の活性化

県庁舎等の再整備にあたっては、これまでの議論を踏まえつつ、新たな民間投資を呼び込むような手法を検討し、将来の元町全体のグランドデザインを、三宮再整備を推進している神戸市と連携して、できるだけ早期に描き、神戸都心エリア全体の活性化につなげること。

④ 新長田合同庁舎を核とした地域活性化

新長田合同庁舎を核に、周辺地域や商店街等の活性化に向けた効果がより発

揮されるよう、地元や神戸市と連携した活性化施策を実施し、その効果検証をしながら活性化施策の実効性の向上に取り組むこと。

2 私学教育の充実

(1) 私立高校授業料の実質無償化の更なる拡充

令和2年度から年収590万円未満世帯の私立高校授業料の実質無償化が国において実現した。本県では更に、全国の私立高校授業料平均額と兵庫県の私立高校授業料の平均額の差額12,000円を埋めるとともに、年収590万円以上730万円未満世帯には国の就学支援金11万8,800円に10万円を上乗せ、年収730万円以上910万円未満世帯には5万円を上乗せする支援を行っているが、年収590万円以上の世帯が更なる授業料軽減の恩恵を受けられるよう支援制度の拡充を図ること。

(2) 外国人学校振興費補助制度の見直し

外国人学校振興費補助の「教育充実分」の補助について、教員の3分の2以上が日本の教員免許を所有することという追加要件を課したことにより、朝鮮学校への補助が従来と比べ減額されている点について、制度の見直しを行い、減額をやめること。

(3) 私学教育への支援

兵庫県の公教育の一翼を担う私学に対し、生徒数の大幅な減少により多くの学校が赤字となっている学校経営の健全化や、ICT教育環境の整備、令和元年の消費増税分を授業料転嫁ができていないこと、耐震化や環境・省エネルギーに対応した施設整備等のため、経常費補助の大幅な拡充を図ること。

県立高校改革においては、私立高校に対する影響について十分配慮し、複数志願選抜の入試制度の見直しや、県立と私学の生徒比率の適正化に配慮した定員設定等、兵庫県の多様な高校教育の実現に向けた改革とすること。

(4) 私立幼稚園への支援

① 私立幼稚園における特別支援教育推進事業の拡充

発達障害をはじめとして特別支援教育を必要とする園児が増加しているが、障害手帳または療育手帳の交付を受けている園児のみが対象となっているため、対象要件を緩和すること。

② 人件費補助の対象人員の拡大

保育時間が伸び、教諭等の労働時間が長くなっており、人員不足も常態化しているため、新2号児の増加に伴う預かり保育事業の継続並びに人件費補助の対象

人員を拡大すること。

(5) 私立専修学校への支援

社会の変化に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として重要な役割を果たしており、県として積極的にその振興に取り組むとともに、専修学校専門課程への経常経費補助の増額、専修学校高等課程への財政的な支援を拡充すること。

またコロナ禍への継続的な対応をはじめ、急激な物価高騰により、調理系等の専門学校では材料費が膨らんでいるが学費に反映できない事象が生じており、必要な支援策をきめ細やかに行うこと。

3 選挙権行使の利便性確保

長期にわたり洋上で就労している船員について、棄権を防止するために選挙権行使の利便性を確保できるよう、国に要望すること。

また、投票率向上のために期日前投票所の箇所数を大幅に拡充するよう、市町への財政支援を国に要望すること。

4 土砂災害特別警戒区域に係る固定資産税減免等

土砂災害特別警戒区域(R区域)に指定された地区の実情に応じた固定資産税減免や適正な固定資産評価が行われるよう、市町へ助言すること。

5 総務部その他要望事項

- (1) 「幼児教育・保育の無償化」について、各種学校の朝鮮学校やインターナショナルスクール、中華同文学校、ブラジル人学校などの外国人学校幼稚園が対象外となっているため、国に対象とするよう要望すること
- (2) 兵庫県施設の庁舎管理業務について、建築保全業務労務単価等を活用するなどにより、最低制限価格の引き上げを行うこと。
- (3) 本庁舎以外の兵庫県施設、学校、病院等の警備業務について、機械警備のみならず警備員による人的警備も含め、最低制限価格を導入し、適正な予定価格での入札を行うこと。また、予定価格の設定にあたっては、福利厚生費、法定教育費、検定合格警備員に対する資格者手当等を含む適正な価格設定を行うこと。
- (4) 県発行の広報物等において、聴覚障がい者のアクセス権を保証するため、電話番号だけでなく、FAX番号やメールアドレスを併記するようルールを変更すること。

II 企画部・財務部

1 持続可能な県政の推進

(1) SDGsを県政の基軸に据えた取組の推進

未来都市の提案・選定に向けた取組を推進する中で醸成してきたSDGsの基本理念を県政の基軸に据え、全庁一丸となって「誰一人取り残さない」施策を推進すること。

(2) 効率的な業務の推進

① 県行政のデジタル化の推進による新しい行政の確立

県行政全般におけるDX(デジタル・トランスフォーメーション)について、県行政のデジタル化推進に留まらず、業務や組織、風土等を変革し、時代変化や社会のニーズに対応した新しい行政の確立を目指し、県民の利便性向上と県行政の効率化、革新に取り組むため、人員体制を先進都市並みに強化すること。

② 県民利便性向上のためのオンライン申請の導入促進

県への申請業務について可能な限りオンラインによる申請とするとともに、全ての申請において代理申請を認めること。また、県内市町における行政手続きのオンライン化を進めるため、現行の「兵庫県電子申請共同運営システム(eひょうご)」を再構築し、参加市町の拡大とともに、県民にとって使い勝手の良い広域的な電子申請基盤の充実を図ること。

また、行政手続きのデジタル化に対応するためにも許認可等の申請における代理等の申請件数等の状況について、調査し関係機関に開示するとともに、許認可等の申請においては代理欄を設けること。更に、申請事務の効率化を図るため全ての申請事務をデジタル化するとともにインターネット申請を可能とすること。

③ ICTを活用した行政の効率化の推進

AIやRPA、IoT、5G等を活用し、行政業務の効率化を全庁的に進めるとともに、テレワークやオンライン会議をフル活用できる業務体制への移行を図ること。また、市町においても同様にICTを活用した業務効率化が進むよう助言や支援を行うこと。特に県庁再整備に合わせ更に効率的な業務推進が可能となるよう、ハード、ソフト両面のICT環境の整備を行うこと。

④ 県民のICT利用促進にむけた支援

生涯学習等の場においてICTスキルの習得機会を提供するとともに、スマホやタブレット、パソコン等のインターネットの利用環境の普及促進を図るための支援策を講じること。

⑤ 光ファイバー網やケーブルテレビ設備の整備・更新に向けた支援

GIGA スクールや自宅でのオンライン自主学習の教育分野、オンライン会議や相談等、あらゆる分野でデジタル化が進む中、過疎地域では情報通信基盤となる光ファイバー網やケーブルテレビ設備の整備、更新が必要不可欠であるが、未整備もしくは更新が不十分な地域が存在しているため、解消に向けた支援を推進すること。

(3) 地域創生の推進

① 東京圏からの転入増に向けた国への働きかけ

地方に定住意欲を持つ若者を育成するためにも、国関係機関の地方移転（特に防災庁を新設し兵庫県に設置）や法人税の地方軽減、本社機能の移転、地方国立大学の定員増、地方企業へ就職した場合の奨学金免除等分散型社会構築に向けて兵庫県独自の取組を模索、実施するとともに、国にも強く働きかけること。

② U J I ターンの促進

コロナ禍により、地方への移住が注目されており、移住検討者のニーズを正確に把握した上で、適切な対応により本県へのU J I ターンを促進すること。また、これまでのU J I ターン促進に係る施策の検証を行うとともに、県内企業のネット動画配信やオンライン面接等に伴う通信環境整備や、市町のワーケーション誘致施策などへの支援といった新たな施策を推進すること。

③ 交流人口及び関係人口増の取組

市町単位や小中高の学校間等で定期的な交流できるような仕掛けや二地域居住の魅力を広く理解してもらうためのモデルケースを紹介するなどにより、県内における交流人口増に取り組むこと。

④ ひょうご地域創生交付金制度に代わる制度の創設

市町が継続して地域創生の取組を実施できるよう、令和5年度以降に廃止が決定しているひょうご地域創生交付金制度に代わる新たな制度を創設すること。

(4) 地域資源を活用した地域創生事業の支援強化

日本農業遺産認定を目指す「丹波黒」、世界遺産登録を目指す「鳴門の渦潮」など、県下各地の地域資源を活かした地域活性化の取組や要望に対し、県としても市町や活動団体と連携し、財政面での支援等を積極的に行うとともに、これらの地域資源の広報を積極的に行うこと。

III 県民生活部

1 安全・安心の地域づくり

(1) 高齢者が安心して暮らせる地域社会

高齢者に対する特殊詐欺被害が依然多く発生していることから、地域の高齢者の実情をよく知る市町が県警察と連携して実施する、着信前警告機能・自動録音機能を有する自動録音電話機等の購入補助及び貸与事業をさらに拡充し、自動録音電話機の普及促進を図ること。また、警備会社に委託し、金融機関やコンビニ店の現金自動預け払い機（ＡＴＭ）などを巡回して警戒する特殊詐欺防止広報啓発支援員を空白期間が無いように継続して配置すること。

(2) 地域の防犯対策の強化

① 「ひょうご地域安全ＳＯＳキャッチ事業」の普及促進と活用

地域に潜む犯罪の兆候を早期につかみ、防犯力向上につなげていく「ひょうご地域安全ＳＯＳキャッチ事業」の普及啓発を促進するとともに、受信結果や地域特性、相談者の特性等を分析し、効果的な広報や犯罪抑止を図ること。

② 防犯カメラ設置の推進

犯罪の抑止と捜査力向上が期待される防犯カメラの設置を推進するために、防犯カメラ設置補助事業の補助上限額と設置件数を引き上げること。また、設置補助事業創設から１２年経過していることから、更新費用の補助についても対象とするよう制度を拡充すること。

(3) 外国人材の受け入れ環境づくり

① 外国人材の受け入れ環境・支援体制整備

外国人材が今後増加することが予測されるなかで、県内企業、団体、地域コミュニティ等が外国人材を円滑に受け入れる環境づくりが急務である。具体的には、多様な国の外国人材が安心して働き暮らせるための日本語教室の整備や、買い物、病院など日常生活に対する支援体制などの環境整備を早期に進めること。また、民間や各団体へ支援を呼びかけ社会全体で支援可能な体制を構築すること。

② 兵庫県職員（一般事務職）の受験資格からの国籍条項の撤廃

一般事務職の受験資格について、全国では11府県において、兵庫県では全ての市町において国籍条項が撤廃されているにもかかわらず、兵庫県のみが国籍条項により制限している状況について、一刻も早く撤廃し改善を行うこと。

(4) 犯罪被害者等の支援の充実

犯罪被害者等の支援を充実するため、現在は「地域安全まちづくり条例」におい

て犯罪被害者等への支援を明記され関係機関と連携し推進されているが、今後他の都道府県の犯罪被害者等支援条例（特化条例）の制定の状況も踏まえ、犯罪被害者等へのより充実した支援活動を行うため、県条例を制定し犯罪被害者等権利と尊厳を守る旨を宣言すること。

（５）人権の尊重

① 市町の人権啓発活動に対する支援

「人権に関する県民意識調査」2018年調査結果を踏まえた啓発活動の充実を図ること。また、隣保館の改修においては、市町の計画・要望を踏まえて着実に実施できるよう支援すること。

② 事前登録型本人通知制度の市町への啓発推進

「事前登録型本人通知制度」の普及に向け、登録者数の増加に向けた取組を強化するとともに、被害告知型のみを導入している市町に対して導入を働きかけること。

③ ヘイトスピーチ対策

特定の人種や民族に対して差別や憎しみをあおる言動であるヘイトスピーチについて、いわゆるヘイトスピーチ規制法の趣旨を踏まえたヘイトスピーチによる差別解消を目的とした条例制定の検討や、県職員をはじめ県民に対する人権教育、啓発活動の強化を行い、外国人に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すること。

更に、京都府で策定されたようなヘイトスピーチの恐れがある場合の公的施設の利用を制限するガイドラインの策定、ヘイトスピーチの禁止に向けた実効性ある対策を講じること。

④ インターネット・モニタリング体制の強化

ネット上での誹謗中傷や外国人へのヘイトスピーチ、部落差別等の人権侵害事案の深刻化に対応するため、現在本県で実施されているネットのモニタリング事業を各市町と連携して充実を図り、県や各市町が個別に実施するのではなく、情報共有を図り共同でモニタリング体制を集約化するなどにより強化を図ること。また、インターネットへのヘイトスピーチや悪質な動画等については、県から削除するようプロバイダーへ要請するとともに国に対して人権侵害に対応する法整備を要望すること。

⑤ 部落差別解消推進法に伴う県条例の制定について

国においては部落差別解消推進法が成立し施行されているが、部落差別の実態を正確に把握しつつ、本県としてもより具体的な差別解消に向けた推進方策を講じるための部落差別解消条例を制定すること。

2 県民生活部その他要望事項

- (1) ひょうご出会いサポートセンター事業における、登録者数の増加や成婚率の向上に向けた取組を強化すること
- (2) 「人権救済・リーガルエイド基金」への補助金増額

IV 危機管理部

1 防災・減災対策の強化

(1) 大規模災害の対策

① 被災者生活再建支援制度の充実

被災者生活再建支援制度で適用対象とならない被災者(損害割合30%未満)に対する県独自の支援制度の更なる拡充を図ること。また、都道府県の拠出に対する財政支援など、引き続き、制度の見直しを国へ求めること。

② バックアップ構造の構築

首都圏大規模災害に備え、関西広域連合とも連携し、防災庁(省)の設置等を含め、国土の双眼構造への転換を図り、関西における首都機能のバックアップ構造の構築を国へ粘り強く求めること。

③ 県民や地域コミュニティの防災力向上

阪神・淡路大震災の経験と教訓の継承・発信にとどまるのではなく、防災先進県として県民や地域コミュニティの防災意識や知識、災害への具体的な備え、避難等の防災レベルの向上に向け、県民運動として取り組む具体的な内容をわかりやすくまとめ、成果指標等の目標を設定して様々な取組を支援し、その結果を県民意識調査や指標の達成度等によりトレースし、県民や地域コミュニティの防災力の向上に、市町と連携し積極的に取り組むこと。

④ 地域防災力強化に向けた人材育成の強化及び環境整備

担い手確保が困難になりつつある消防団については、職域団体の活用や女性の登用など団員確保に向けた啓発支援を行うほか、防災リーダー等地域防災コミュニティ活動のリーダーとなる人材の育成を強化するとともに、地域防災力を強化するために活躍できるような環境整備を進めること。また、地域特性等に応じ、必要な機材等の配備に対する支援を行うこと。

⑤ 避難体制の整備

道の駅などの交流拠点を身近な防災・避難拠点としての活用を推進するとともに、避難所において、自主防災組織による運営を検討するなど、地域ニーズに合った運営を目指すこと。また、大規模災害発生時に感染症にも対応できる空調設備やプライバシー空間の確保のためのパーテーション、簡易ベッドの他、

マスクや消毒液など必要な物品をプッシュ型で配備できる備蓄整備をさらに進めること。

また、「ひょうご防災減災推進条例」に基づき、避難行動要支援者支援について市町との連携をより一層強化するとともに、福祉避難所の充実や帰宅困難者に対する一時避難所の確保、津波避難場所としての高速道路や駅舎の活用等、災害発生時における市町を跨る避難対応についてさらに協議を進めること。

⑥ 災害時の情報共有機器設備の整備

地上放送デジタル化において難視聴地域では、国の地域情報通信基盤整備推進交付金等を活用し整備されたケーブルテレビ設備が使用されており、災害時の情報共有手段としても使われてきた。整備から10年を経過し耐用年数が経過する設備の更新など再整備について支援するとともに、既存の枠組みにとられない支援措置を国に要望すること。

⑦ 兵庫県災害派遣福祉チーム（兵庫県DWA T）の組織化と活動促進

一般避難所へ避難する高齢者や障がい者などの災害時要援護者福祉ニーズに的確に対応し、状態の重症化や災害関連死など二次被害の防止を図る兵庫県DWA Tを早期に組織化するとともに、研修や訓練体制も整備すること。

（2）地域の特性に合わせた防災計画の策定の推進

① 県地域防災計画

直近の新しいパターンの災害事例や新型コロナウイルス感染症対策等から得られた知見をもとに防災計画の見直しを適宜実施すること。加えて、災害時医療支援に有効とされる災害時多目的船による海上ルートからの災害支援について、常に隣接府県との課題の協議・共有を図ること。

② 南海トラフ地震臨時情報の対応

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の防災対応について、「臨時情報」への住民の認知度や理解度が低く、住民避難等に支障が生じる恐れがあるため、全県民への周知方策を検討すること。

（3）大規模災害被災地への支援

県外で発生した災害時に派遣される「ひょうご災害緊急支援隊」について、本県の災害対応のノウハウを活かし、被災地の現地ニーズに応じた専門家や技術者の人材支援を率先して行うとともに、派遣する職員に対して心のケアを含めたサポートをしっかりと行うこと。

さらに、必要に応じて、避難者を受け入れるとともに、避難者の実態を踏まえた居住、就学支援や情報提供など環境整備の充実を図ること。

V 福祉部

1 地域医療の充実

(1) こころのケア施策の推進

① 音楽療法の普及・定着

音楽療法の普及・定着を目指して、音楽療法定着促進事業を継続するとともに、兵庫県音楽療法士会と連携を図り、取組を強化すること。

② 自殺防止対策

自殺者数のより一層の低減を図るため、自殺未遂を繰り返す等のハイリスク要因を抱える方の実態調査を行うとともに、救急医療機関と福祉、警察と本人の同意がなくても緊密な連携が取れるような体制を構築すること。また、こころの健康保持対策を進めるとともに、SNSを活用した相談体制を強化する等カウンセリングの充実や、遺族へのケアなど自殺防止へ向けた総合的な対策を推進・強化すること。

2 介護・福祉の充実

(1) 介護人材の確保・定着・育成に向けた助成・補助制度の創設

① 訪問介護員など介護人材の確保の推進

訪問介護員の人材不足が深刻な中、在宅介護者の重度化や看取り対応など、訪問介護の専門性が求められており、こうした現状に鑑み、介護職員初任者研修の受講促進に向けた受講料助成や研修体制の整備・充実のための事業所内代替要員確保に向けた補助制度等、訪問介護員の確保・定着・育成に向けた補助制度の拡充を図ること。また、介護人材の確保については、一層の処遇改善等を行い、その推進を図ること。併せて、基本報酬単価の引き上げ等、国に働きかけること。

② ひょうごケア・アシスタント推進事業の拡充

介護現場への参入促進する「ひょうごケア・アシスタント推進事業」の補助制度の拡充や広報・周知を行い介護人材のすそ野を広げること。

③ 介護教育と受け入れ体制の拡充

中学校・高等学校における介護教育の充実や外国人看護人材受け入れ体制の拡充を行うこと。

(2) サービス・住まいの確保

① 在宅医療・介護を支えるサービスの確保

定期巡回随時対応型訪問介護・看護、複合型サービス、小規模多機能型居宅介護サービス、訪問看護など在宅医療、介護を可能とするサービスが全市町で実施できるよう支援すること。

② 介護施設等の整備加速化などによる住まいの確保

来たるべき 2025 年問題に対応できる体制を構築するため、特別養護老人ホームや老人保健施設、介護療養型施設の介護三施設の整備の加速化など、施設系サービスの基盤整備を進めるとともに、特にサービス付き高齢者向け住宅やグループホームなどの整備促進を図り、生活支援サービスとの組み合わせによる安心の住まいを確保すること。

加えて、国が推進している空き家の活用などによる低所得高齢者のための住宅の提供と家賃補助制度の導入を進めること。

③ 介護現場への支援強化

介護現場における介護ロボット、ICT 化、福祉用具の導入に対する支援を強化すること。

(3) 「地域包括ケアシステム」の構築

① 地域包括支援センターの体制強化

高齢者の総合相談の充実、地域支援事業の実施体制の推進など一層の機能強化を図るため、業務量に見合う適正な人員配置や職員の資質向上のための研修の充実といった体制整備及び安定的な運営が確保されるように支援すること。

② 訪問看護師・訪問介護員の安全確保事業の拡充

介護報酬上 2 人訪問加算が適用できない場合であっても、訪問者の安全を確保する必要があることから、当該事業を実施している。しかし、ほとんど事業者に普及されていないことから、一つの障壁と考えられる事業者の負担を無くすこと。

③ 医療と介護の情報共有

「h-Anshin(阪神)むこねっと」等患者情報共有システムを地域包括支援システムで利用できるよう、介護関係機関での活用を支援すること。またデータヘルスの展開、地域における要支援者の把握、医療と介護間での情報共有等、効果的な支援体制の構築を進める上で、個人情報保護法を踏まえ、関係者による適切な情報の共有が可能となるよう、体制整備を進めること。

(4) 生活困窮者支援の充実

① 一時生活支援事業の推進

一時生活支援事業を未実施の市に対して、圏域ごとに共同運用する等の調整

を図り、全県でのサービス提供の実現、事業の拡充に取り組むとともに、国に対して全額国庫負担を要望すること。

② 自立支援事業の着実な実施

住宅確保給付金の支給、中間的就労等就労支援、家計管理に関する指導等家計相談支援、子どもへの学習支援等、生活困窮者一人一人の自立に必要な自立支援事業を、本人の状態に応じて、切れ目なく継続的に実施できるよう努めるとともに、NPO、民間企業・団体、ボランティアなどの支援活動に対しても支援強化を図ること。

また、生活困窮者自立支援制度の活用などにより、一時生活支援、住居確保支援金などの給付金を推進して、県下全域でサービスの提供を充実させること。また、家計を補うための社会参加(中間的就労支援)の普及や債務、滞納を改善する家計支援と各事業の取組とともに実効性のある取組を普及すること。

③ 子どもの貧困等への対応

子どもの貧困対策として、既に実施している「子ども食堂」への支援や「地球未来塾」の学習支援を拡充強化するとともに、公民関わらず福祉、教育、労働等の各分野が連携し、子どもの貧困対策を横断的、重層的に推進してその実効性を高める取組を推進すること。

④ 生活困窮者への対応

生活に行き詰り、食料や物資を求める県民が増加しているため、生活困窮世帯への物資提供やフードドライブなどの貧困対策を横断的、包括的に実施すること。

⑤ 生活困窮者の就労の場の提供

感染拡大により時短営業や事業の閉鎖・縮小が相次いでおり、失業者や働いていても生活に困窮するワーキングプアが増加している。生活困窮者に就労の機会を広く提供するとともに、一般就労に向けた就労体験等の認定就労訓練事業を実施する団体を増加させるために、随意契約を活用して、福祉部だけでなく他部局とも連携して、就労の場を提供、増加させること。

⑥ 中高年の雇用対策

定年の70歳延長が努力義務とされたが、リモート勤務に馴染めない中高年は、就労意欲やコミュニケーション能力が低下して離職者が相次いでいる。これまでの経験を活かし、地元で働ける職場を求めているが苦戦を強いられている。そのため、県下全域で市場調査し、県民の再就職のためのマッチングサービスの充実を図ること。

⑦ 原油価格や物価高騰等の影響を踏まえた生活者に対する支援

【最重点要望事項】

今後も原油価格・物価高騰が懸念されるなかで影響を受ける生活者に対して、きめ細かで機動的な支援を求める。

(5) ヤングケアラーに対する支援について

教育委員会等との連携を強化し、ヤングケアラーの実態を把握し、ヤングケアラーの相談窓口やピアサポート等の支援策の拡充・強化をすること。また、更なる支援策を検討すること。

3 子育て支援の強化

(1) 子育て環境の整備

① 0～2歳児への保育料補助制度の拡充

県独自の0～2歳児の保育料補助について、補助額の拡充、補助要件の所得額を緩和し、保育料補助制度を維持・拡充すること。また、国に対して無償化対象の拡充について要望すること。

② 保育人材の確保、保育の施設整備

早期の待機児童の解消を図るため、地域の事情に応じた多様な受け皿整備を図るとともに、保育士のスキルアップや処遇改善などの支援に取り組むとともに、潜在保育士の復職を支援すること。

③ 認可外保育施設の質の向上

幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設について、効果的な監査を実施するとともに、巡回支援指導員を活用し、指導監督基準順守の指導や事故防止に向けた助言を行い、認可外保育施設の質の確保に努めること。

④ 放課後対策の充実

「ひょうご放課後プラン事業」について、定員の拡充や開設時間の延長など地域の実情に沿った運営の充実を図るとともに、支援員の確保策を推進すること。また、現在加算対象外となっている1日6時間未満の開所においても加算が受けられるよう要件改善を図ること。

更に、学校の働き方改革によって、放課後子ども教室が放課後や休日に学校施設を利用する際に支障が出ないように配慮すること。

⑤ 乳幼児等・こども医療費助成制度の充実

子どもの健全な成長を確保し、子育て家庭の経済的負担を軽減する子どもの医療費助成制度は全国の地方公共団体で実施されているが、地方公共団体間で認定基準や助成範囲が異なり、住む地域によってサービスに格差が生じているため、子ども医療費を無償化する制度を国の制度として創設することを要望すること。また、国の制度が創設されるまでの間、県として「こども医療費助成事業」での一部負担金等の制度内容を、「乳幼児等医療費助成事業」と同じ内容として拡充すること。

(2) 子どもの生活環境の整備

① 児童虐待防止対策の強化

児童虐待防止対策については、こども家庭センターを核として、市町、警察、医療機関など関係機関とのネットワークを一層強化するとともに、児童虐待への社会的関心が高まり相談や通告件数が大幅に増え、こども家庭センターの対応力を上回る状況になっていることから、児童福祉士の人員を拡充するとともに、計画的な採用、人事ローテーション、専門性をより発揮できる役割分担等により、緊急性の高い虐待事案への対応力を強化できるような体制整備を進めること。

また、虐待通告から原則、48時間以内に安全を確認する「48時間ルール」への対応状況を確認しながら、現場の状況把握と改善に取り組むこと。

② 里親制度の充実

里親制度の更なる推進のため、養育里親の育成・支援とともに、普及啓発等の充実を図ること。

(3) 幼児教育無償化に係る市町負担の軽減

市町の厳しい財政事情、今後の社会保障全般における施策実施の必要性等を踏まえ、幼児教育無償化に係る国と地方の負担割合を見直し、市町負担を軽減するよう国に要望すること。

4 障がい児・者への支援強化

(1) 障がい児・者への支援の強化

① 障がい児・者リハビリテーション体制充実への支援

児者一貫したリハビリテーション体制充実に向け、18歳以上の障がい児・者リハビリテーションの診療報酬引き上げを国に要望するとともに、県での支援体制を構築すること。

② 失語症者への支援体制の強化

失語症について県民に理解を深めてもらえるよう啓発活動を行うこと。

また、失語症の患者や家族が退院後の不安やリハビリ、意思疎通等の支援を受ける窓口を当事者団体と連携して各地域に設置するとともに言語聴覚士や意思疎通支援者の養成、配置を進めること。

③ 常時介護を要する重度障がい者に対する支援

重症心身障がい児・者の介護者へのレスパイト（一時預かり）対策施設を更に拡充し、施設の広報や利用促進を図ること。

④ 入所施設の充実

障がい者支援施設の小規模化、施設敷地内グループホームの建設促進、個室化やユニット化、高齢者対応等の整備が促進されるよう支援強化を図ること。

⑤ 福祉医療費助成の制度化

県が実施している重度心身障がい児・者、乳幼児、ひとり親家庭等に対する福祉医療費助成制度が、国において早急に制度化されるよう求めること。

⑥ 県立こども発達支援センターの機能強化

県立こども発達支援センターの機能を強化し、各関係機関や市町と連携して発達障がい児・者の早期発見、相談、診断、療育指導等、発達障がい児への支援の充実・強化を図ること。

⑦ 発達障がいの早期発見、早期療育に向けた取組強化

発達障がいの診断に非常に時間がかかっている状況を解消するとともに、「かおTV」といった診断ツールを3歳児検診等で活用する等、発達障がいの早期発見につながる可能性があるツールを積極的に導入して早期発見率を高め、早期療育に繋げていく取組を強化すること。

⑧ 発達障がい者の自動車運転免許取得支援制度の充実

県下すべての市町において実施されている身体障がい者の自動車運転免許取得助成制度と同等の支援制度を、発達障がい者についてもすべての市町で助成が受けられるよう指導、調整を図ること。

⑨ 視覚障がい者への支援

視覚障がい者の情報の獲得や社会参加を促進するため、OTON GLASS（オトングラス）、AI小型カメラ・オーカムマイアイ等の購入への支援を行うこと。

⑩ 障がい児・者等の活躍促進

事業協同組合（算定特例対象）の設立促進を図り、障がい者の雇用・就業の促進を図ること。また、農業や地域福祉の分野などで就労支援を含む社会参加の促進、障がい者の文化芸術の推進を図ること。特に農福連携の成功モデル確立にむけて福祉部と農林水産部が連携して取組を強化すること。

⑪ 身体障がい者補助犬の普及と理解

身体障がい者補助犬の利用を希望する障がい者が、補助犬を利用できるように普及に向けた取組を強化するとともに、補助犬について、店舗等で受入れを拒否しないことや、出会ったときにむやみに触ったり餌を与えたりしないなど最低限のマナーについて理解を広げるよう啓発すること。また、身体障がい者の自立、社会参加を促進するため、県民、事業者等と連携協力し、各種イベントの開催や企業セミナーなどあらゆる機会を活用し身体障がい者補助犬の普及啓発を更に推進すること。

⑫ ヘルプマーク等の普及促進

外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク等について、交通事業者との連携や、諸

行事、学校教育等を活用した認知度向上の取組を行い、普及を促進させること。

⑬ 障がい者差別解消に向けた取組強化

障がい者差別に関する相談内容の精査や実態把握に努め、差別解消に向けた具体的な事業や取組を強化すること。

⑭ 特別支援学校（幼稚部）に籍を置く未就学児の保育料無償化

特別支援学校に籍を置いて認定こども園にも通った場合においても、保護者および事業者を保育料無償化の対象とし、経済的な理由で住んでいる地域の保育所等にも通いながら専門的な指導を受けることを断念しないよう支援すること。

⑮ 障害者手帳のカード化

障がい者の社会参加を促進し、より便利に安心した生活を維持するため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のカード化に向けた取組を推進すること。

⑯ 歩行障がい改善に向けた取組強化

最先端歩行再建センターで進めている、シーブレイスなどの歩行障がい改善のための取組を更に進めること。

⑰ ひょうご障がい者総合トレーニングセンター（仮称）の早期整備着手

ひょうご障がい者総合トレーニングセンター（仮称）を早期に整備着手すること。

（２）地域における障がい者の居住支援等の強化

① 医療支援型グループホームの建設促進

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援の中核的な役割を担う医療支援型グループホームの整備が進められるよう積極的な助成を図ること。また、居住支援のための相談、体験の機会提供、緊急時の受け入れ、地域の体制づくりなどを総合的に行う多機能拠点の整備や、ケアホームとグループホームが一元化された医療ケアに対応できるグループホームの整備を積極的に進めること。更に、ピアサポーターの積極的な活用、相談・支援の充実を図り障がい者の地域移行を推進すること。

② 小規模作業所支援の継続

10人未満の障がい者小規模作業所についても、地域活動支援センターへの移行が可能になるよう、補助金による支援など県独自の支援策を引き続き講じること。

③ 在宅障がい者の就労支援

I C Tネットワークシステムを活用した障がい者の在宅ワークシステムのモデル事業の成果を踏まえ、在宅障がい者の就労支援や在宅ワークシステムの普及を更に推進すること。

(3) 聴覚障がい者への支援

① 手話言語条例の制定

聴覚障がい者団体が求めている手話言語条例を制定すること。

② 手話通訳者の育成、維持に向けた取組強化

障害者差別解消法の合理的配慮提供の必要性から、手話通訳派遣のニーズが拡大しているが、手話通訳者の養成に一定の期間を要すること、通訳者の高齢化、資格者となってから身分保障がないため定着率が低いこと等、手話通訳者派遣制度を継続していく上で、質、量ともに十分な資格者数を育成、維持することが喫緊の課題となっていることから、以下の事項に取り組むこと。

(ア) 県公費派遣単価において、手話通訳者と要約筆記者の単価を統一するとともに派遣事業の予算を拡充すること。

(イ) 手話通訳者の養成講座開催について、近隣市町での合同開催、市町を越境しての受講を可能にするなどして、受講者の居住地、勤務地に応じて柔軟に受講できる体制となるよう市町を指導すること。

(ウ) 県主催の養成講座に、政令市や中核市の在住者も受講できるようにすること。

③ 要約筆記者の養成

絶対数が不足している要約筆記者の養成講座開催場所を現状の1か所から3か所に拡大し、県下全域の人が受講できるような予算を確保するとともに、要約筆記者を養成する講師育成に必要な予算を確保すること。

④ 補装具（補聴器）費支給制度の拡充

補聴器に係る国の耳掛型の支給制度に加え、県独自に耳あな型の補聴器や2台の補聴器を希望する者に対する支給制度を創設すること。

(4) 盲ろう者への支援

① 盲ろう者の実態把握

視覚と聴覚の両方に障がいを持つ盲ろう者について、市町と連携して県内の人数や生活実態等を正確に把握すること。

② 盲ろう者に対する支援事業の予算拡充

盲ろう者や家族に対する相談事業やコミュニケーション手段の獲得・社会参画に向けた生活訓練事業に対する補助を大幅に増額し、盲ろう者が適切な福祉サービスを楽しむように支援すること。

③ 盲ろう者を支援する人材育成

盲ろう者の移動とコミュニケーションの支援を担う通訳・介助者を養成し、人材配置を積極的に進めること。

④ 盲ろう者支援センターや市町と連携した盲ろう者への支援

兵庫盲ろう者友の会や県内市町と連携し、盲ろう者福祉の向上に努めるとと

もに、盲ろう者やその家族の支援に取り組むこと。

(5) 障がい者スポーツ支援施策の推進

① 障がい者スポーツの振興

障がい者スポーツの振興に向けて、県の中核施設として新たに整備される「ひょうご障害者総合トレーニングセンター(仮称)」の機能充実のみならず、県下の障がい者スポーツ施設全体の機能充実を促進し、障がい者スポーツのすそ野の拡大に努めること。

② 障がい者の競技スポーツの強化

パラリンピックやデフリンピック等の国際競技大会を目指す障がい者スポーツ選手に対して、一般の競技スポーツへの強化支援策と同レベルの支援を行い、強化に努めること。

5 その他

(1) 福祉のまちづくり研究所の研究・実践の推進

ユニバーサル社会づくりの研究拠点である福祉のまちづくり研究所について、最先端医療技術を取り入れたロボットリハビリテーションの普及など、障がい者や高齢者等の社会参加を促す研究・実践を一層推進すること。

(2) 女性へのDV対策の推進

女性に対するDV対策基本計画の実効ある取組、普及啓発に努めるとともに、DV被害の早期発見、通報・相談体制の強化を図るため、女性家庭センターを充実すること。また、DV被害者の自立のための住宅の確保を図り、自立支援に当たるカウンセラー、ケースワーカーなどの人材育成、確保、配置を一層推進するとともに、NPOなど民間支援団体のシェルター運営等の活動に対する財政支援を引き続き講じること。さらに、内閣府の「DV相談+」事業の普及啓発を図ること。

また、兵庫県DV防止・被害者保護計画が、令和6年に向けて改定されようとしているため、今後様々な事案に対して被害者支援ができるよう進めること。

(3) 高齢者生活安定化対策

老後の安定した生活を支援するため、兵庫県社会福祉協議会が行っている、自ら居住する不動産を担保として資金を貸し付ける不動産担保型生活資金の貸付制度を、貸付基準など高齢者のニーズを的確に把握した活用しやすい制度に見直すこと。

(4) 福祉施設における虐待対策

障がい者、高齢者、放課後デイサービス施設等の福祉施設において虐待事案が発生していることに鑑み、施設利用者の不安を解消するため、県の相談体制を整備するとともに、市町と連携して有効な対策をとること。

(5) 触法高齢者・障がい者への支援体制の整備

認知症高齢者や障害が疑われる人の触法問題が深刻化しており、実態調査とその対応策を早急に検討すること。

(6) サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修

サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修を申し込んでも受講できないケースが増えており、受講枠の拡大を図ること。

(7) 成年後見制度利用支援事業の拡充

成年後見制度利用支援事業について首長申し立てに限定せず、本人や親族等の申し立ても対象として事業が実施できるよう県下の市町に促していくこと。

(8) 児童養護施設等における人材確保について

職員の確保が困難な施設が増加しており、県内の社会的養護体制の機能低下が危惧されているため、兵庫県保育士就学資金貸付制度の従事先施設に児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターが含まれていることについて、各養成校や高等学校へ周知すること、さらに、児童指導員を希望する学生に対する同様の奨学制度を創設すること。

(9) 児童養護施設等退所者(ケアーバー)が支援を受けられる環境整備について

退所後生活が困難になった場合、すぐに一時的に生活ができる住居の確保や就労支援におけるジョブコーチ的役割、保証人を必要としない就職等、退所児童の状況に応じた多様な支援が必要であるため、引き続き支援が必要な対象者に、確実に支援が提供できる制度・体制整備を検討すること。また自立支援担当職員が配置されたことにより、各施設がアフターケアを実施する体制はできたものの、その活動にかかる経費(生活物品や面会時食事代など)は施設や職員が負担しているため、活動経費の事業費を加算すること。

(10) 相談支援機能強化を目指した「ほっとかへんネットワーク(仮称)」の配置

特例貸付の借受世帯等への相談支援とともに、世帯が抱える本質的課題の解決に向けた仕組みづくりを進める「ほっとかへんネットワーク(仮称)」を

全市区町社協に配置できるよう推進すること。

6 福祉部その他要望事項

- (1) 災害時薬事コーディネーターの養成の推進
- (2) 兵庫ゆずりあい駐車場（パーキングパーミット）制度の周知徹底と民間施設への普及促進
- (3) 国や他の自治体、民間と連携したヘルプマークの普及啓発の推進
- (4) 児童養護施設に入所する高校生の部活動実費について支援するよう国へ働きかけること
- (5) 重度障害者医療費助成事業（全科無料）の対象者について、2級の精神障害者保健福祉手帳を所持する人までの拡大、重度障害者医療費助成事業の対象者について、3級の身体障害者手帳を所持する人までの拡大
- (6) 重度障害者医療費助成事業について、長期透析者が増加し複数の合併症を抱えている患者も増えているため、現行制度を維持継続すること
- (7) 在宅医療・介護を推進するうえで、各医療圏域ごとに無菌調剤室の整備を進めること
- (8) 地域包括ケア・介護予防・フレイル等の分野でリハ職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）の積極的な活用
- (9) 児童養護施設における一時保護児童に対する損害賠償責任保険の保険料補助
- (10) 視覚障がい者の中軽度難聴者に対する補聴器助成制度について、18歳以上の者も対象とするように拡充すること
- (11) 幼児教育無償化に伴う市町負担軽減及び確実な一般財源への措置の実施
- (12) 認知症対策として地域とのつながりを医師が支援する「社会的処方」についての兵庫県モデル事業の実施を検討すること
- (13) DV相談共通短縮番号「#8008」及び性暴力の被害相談共通短縮ダイヤル「#8891」の周知を図り、DV、性暴力の防止に努めること
- (14) DV等被害者が、配偶者暴力相談支援センターや警察等の関係機関に被害相談等を行った事実があり、生計を別にした上で転居せざるを得ない場合については、生活保護を適用し賃貸住宅等へ転居できるよう市町と連携した取組を進めること。

VI 保健医療部

1 地域医療の充実

(1) 医師・看護師等の確保対策等の推進

① 医師確保対策

県内医師の地域偏在・診療科偏在の解消に向け、医師確保数の目標・対策を含む「医師確保計画」を基軸に、県養成医師枠や医学部定員の「地域枠」の増加、継続等医師確保に向けた取組を強化するとともに、「地域医療活性化センター」を活用した教育・研修機能による医師の資質向上、女性医師の働きやすい環境の整備や再就業を促す取組により、実効的な医師確保を進めること。

また、県内の医師不足が切実な課題の市町に対して、診療科ごとの医師確保、派遣の見込み等を示し、計画的に医療体制の維持を図れるようにすること。

② 産科医の確保と周産期医療の充実

誰もが安心して住んでいる地域で子どもを産み育てられるよう、地域医療機関においても産婦人科医及び助産師の確保・資質向上、ハイリスク妊婦及び新生児に対応できる高度専門的な周産期医療の充実を図ること。特に、西播磨地域、丹波地域、淡路地域の出産受入れ医療機関については、各市町において小児・産科医などの医師確保は困難であり、県として更なる支援強化を行うこと。

③ 看護師確保対策

看護師の不足及び地域偏在を解消するために、卒後臨床研修制度による指導体制整備、短時間勤務導入及び院内保育等の就労環境整備等への支援を行うほか、処遇改善による看護師の離職防止・定着促進を図るとともに、潜在看護師を活用するため、復職相談体制の充実を図ること。また、訪問看護にあたる看護師のニーズを充足するほか、少子高齢化という労働人口変化に応じた夜勤体制の安定確保並びに地域性や重症度による医療・看護の必要性に対応するために、看護師の資質向上や研修の充実等の取組を強化すること。

④ 歯科技工士の養成・確保策

県内に養成学校がなく、県内の歯科技工士の約6割が50歳代と高齢化が進んでおり今後急速に歯科技工士がいなくなると見込まれる中、奨学金制度創設等歯科技工士の養成・確保に向けた具体的な対策を早急に講じること。

⑤ 薬局薬剤師と病院薬剤師の相互理解と資質の向上

薬局薬剤師が地域の病院においてチーム医療に参加できるよう、薬剤師の資質向上に向けた研修制度の創設を支援すること。

⑥ リハビリ研修制度の創設

回復期、生活期における心疾患、呼吸器疾患に対応できるリハビリ（PT）の人材を育成する研修制度の創設を支援すること。

⑦ 地域連携薬局・健康サポート薬局の申請要件緩和

地域連携薬局や健康サポート薬局を進めるためにも申請要件の緩和を国に求めること。

(2) 小児救急医療対策の推進

小児科医以外の医師や看護師等の救急医療関係者に対する小児救急医療研修を推進するとともに、県内2か所ある小児集中治療室（P I C U）の拡充と専門医療チームの強化・拡充を図り、小児救急医療体制の充実に取り組むこと。

(3) がん対策の推進

① がん対策推進計画の策定について

本県のがん対策推進計画の策定について、取組と結果、成果の因果関係を明確にするロジックモデルの採用を検討するとともに、中間評価が可能な計画を検討すること。

② がんの早期発見対策の強化

全国平均を大きく下回る本県の各部位のがん検診受診率について、性別や県内各地の地域性等を考慮した実効性の高い対策を行い、受診率を向上させ全国平均値を早急に超えることができるよう予防の取組を強化すること。

③ 女性特有のがん対策の推進

乳がん及び子宮頸がん検診の無料化を継続するよう、引き続き国に求めること。また、ピンクリボン月間（10月）などを活用し、受診率向上に取り組むこと。

④ 乳がんの検診体制の充実にについて

乳がん検診については、高濃度乳腺が日本人女性に多いと指摘されている中、検診結果の詳細を本人に伝えるとともに、県内市町のがん検診の精度管理や事業評価、科学的根拠に基づく検診が実施されるよう、引き続き市町を支援すること。また、早期発見のための検診受診率の向上が課題となっているため、被爆や高濃度乳腺の課題をクリアし、高い乳がん検出感度が示されているマイクロ波マンモグラフィについて、治験の結果等を踏まえ、県立病院への早期導入などで検診体制の充実ににより、機器の普及促進を図ること。加えて、マンモグラフィ読影医及び女性の撮影技師の養成を図ること。

⑤ がん教育の強化

がん予防に結び付く食生活、運動、休養、飲酒等の生活習慣の改善に関する知識、がんの原因となる感染症等に関する知識について小中高を通じて体系的に学ぶ機会を確保すること。また、成人に対するがん教育についてもより一層、有効な機会や手法を検討し、実施すること。

⑥ がん患者が安心して暮らせる社会の構築

がん患者が、就労や学校などの日常生活を続けながら安心して暮らすことが

できるよう、支援制度や相談体制の更なる充実に取り組むこと。

(5) 疾病対策の推進

① 慢性腎臓病対策の強化

要再診者の受診を促進し、重症化ハイリスク者対策や保健指導を充実させること。また、献腎移植の意思を無駄にすることなく、移植を待ち望んでいる患者につなげるシステムを構築すること。

② アレルギー性疾患対策の推進

アレルギー性疾患医療体制や県立病院のアレルギー外来の充実など、アレルギー性疾患対策の総合的取組を推進すること。特に、国や県・市町、学校等の責務を明確にした「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、学校、幼稚園、保育所、学童保育等への情報提供を徹底するとともに、適切な相談・治療を受けられる体制を整備すること。

③ 性感染症対策の推進

性感染症予防に対する学校教育や危険回避への意識付けを行うほか、夜間・休日検査の拡充など、エイズ・性感染症対策を総合的に推進すること。

④ 全新生児への聴覚スクリーニング検査の実施

全ての新生児に対する聴覚スクリーニング検査が実施できるよう、県独自の補助制度を創設すること。

⑤ 肝炎対策の推進

肝がん・重度肝硬変患者への入院医療費助成制度や、肝臓病の身体障害者手帳認定基準の緩和について周知徹底を図るとともに、啓発活動をより強化し、肝炎ウイルス検査の受診促進を図ること。また、分子標的薬による通院治療助成制度の追加について関係機関並びに患者・家族への広報を拡充するとともに、肝炎コーディネーター同士がSNSなどを活用して、最新情報や事例を共有できる体制を構築すること。

⑥ 慢性疲労症候群相談窓口の設置

新型コロナウイルス感染症の後遺症やコロナワクチン接種による副反応から慢性疲労症候群に移行する可能性があるといわれていることから、相談窓口で得られた情報を国と共有するとともに、慢性疲労症候群の相談窓口を設置すること。

⑦ 鍼灸治療の効果検証

鍼灸治療は多くの県民が治療しているため、治療の効果について調査・研究を行うことを国に要望すること。

⑧ 脳脊髄液減少症治療体制の強化と患者支援の推進

脳脊髄液減少症に関する研修会を、医学界を含め各関係機関等と連携し開催すること。また、脳脊髄液減少症について相談窓口の開設及び小児の患者救済の対策を検討すること。

加えて、小児の脳脊髄液減少症並びに周辺病態の診断基準を定め、早期に保険適用が可能となるよう、国に要望すること。

⑨ アルコール関連問題の対策強化

アルコール依存や過剰な飲酒と健康障害や関連問題について、飲酒に伴うリスクの普及啓発や、飲酒問題を抱える本人や家族が、早期に相談や適切な治療等に結びつくよう、自助グループへの支援とともに、兵庫県断酒会と連携し対策を強化すること。

⑩ 帯状疱疹ワクチン接種助成制度の創設【最重点要望事項】

高齢者の多くが罹患すると言われていた帯状疱疹を防ぐため、帯状疱疹ワクチン接種の助成制度創設を求める。

(6) 難病対策の推進

① 患者・家族への支援強化

難病患者への医療費助成や団体・家族に対する支援などにおいて、当事者が困っていること等ニーズをしっかりとくみ取った上で、難病対策の充実に取り組むこと。また、受給者証の継続更新については、手続きの簡素化を図ること。更に、特別児童扶養手当の審査について、認定医に先天性疾患の専門医を増やし、審査が行える体制を強化すること。

② リウマチ患者支援の推進

健康診断でのリウマチ疾患の発見と早期治療の啓発に努めること。また、生物学的製剤治療を行うリウマチ患者に対する高額療養費の見直しなど財政的支援を国へ求めるとともに、県としての支援策を検討すること。

(7) 感染防止対策と社会経済活動の両立に向けた取組【最重点要望事項】

社会経済活動の維持を念頭とした感染拡大防止に向け、ウイルスの特性等に応じて機動的に対応できる検査・医療体制の確保およびわかりやすい情報提供の発信を求める。

2 介護・福祉の充実

(1) 認知症対策の推進

① 認知症対策の大幅な強化

認知症の早期発見に向け、認知症検査受診を促進するための認知症診断助成制度や、認知症患者やその家族の支援策として、賠償責任保険やGPSかけつけサービス等を、「認知症対策ひょうごモデル」として県が主導し市町とも連携して全県に展開すること。更に、高齢者が認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする効果的な予防手法についての調査・研究を行

い、予防事業の充実を図り、認知症対策の大幅な強化を図ること。

② 普及啓発・本人発信の支援

誰もが認知症に対する知識を習得し、認知症の人を優しく見守る社会の実現に向け、相談窓口・広報誌の拡充等により、認知症に関する理解を促進した上で、キャラバンメイト養成の強化、市町と連携した養成講座の開催の更なる推進に取り組み、より多くの認知症サポーターを養成するとともに、ひょうご認知症サポート店（事業所）を増やす取組を強化すること。

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

早期発見、早期対応のため、認知症初期集中支援チームの拡充と周知に努めるとともに、医療従事者、介護従事者等の認知症対応力の向上に努めること。また、認知症患者の介護者の負担軽減を推進すること。

④ 認知症バリアフリーの推進等

認知症の人が安心して暮らせるバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、各関係機関と連携した地域における認知症高齢者の行方不明者減少のための体制や市町域を超えた「認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク」の構築を進めること。

⑤ 若年性認知症の人への支援、社会参加への支援、相談支援拠点の整備

若年性認知症の家族支援の強化、成年後見制度の利用促進を図ること。また、現在、県内に1か所しかない「ひょうご若年性認知症支援センター」を各圏域に整備すること。

⑥ 認知症事故救済制度等の県内市町への展開促進について

認知症の人が事故を起こした際の賠償責任や心理的負担を軽減する、保険制度は神戸市などで導入されており、先進的であり認知症の人や家族にやさしい取組であることから、認知症事故救済制度と合わせ、無料相談、診断制度などの取組の県内の市町への展開促進を支援すること。

(2) 健康増進の充実

① 健康寿命の延伸

県民の健康増進に取り組むことにより、健康寿命を延ばし元気に老後を過ごすことができる健康長寿社会を実現するため、健康づくり、フレイル予防（栄養・運動・社会参加）に積極的に取り組む高齢者等の増加を目指し、働き盛り世代からの健康づくりとしての健康診断や保健指導の受診促進、効果的な運動プログラムの実施、介護予防対策等を一層充実し推進すること。

② 口腔ケアの普及促進

生涯を通じた歯及び口腔の健康づくりを推進するため8020運動に引き続き取り組むこと。そのなかで、口腔機能の基礎が作られる乳幼児期の歯磨き習慣は重要であり、特に保育現場での歯磨きが十分でないとの調査がある。実態調査を行うとともに、歯科衛生士による歯磨きや食事指導の派遣等を検討するこ

と。高齢者については、自宅療養者及び施設入居者の歯科医による往診治療など、要介護高齢者等に対する口腔ケアの普及を促進するとともに、歯科衛生士を引き続き施設に派遣すること。また、「口腔保健支援センター」に常勤の歯科医師を配置し、口腔保健施策の普及を促進すること。

3 子育て支援の強化

(1) 妊娠・出産・産後の切れ目ない支援の充実

① 妊娠・出産・産後の切れ目ない支援の充実

市町が設置する「子育て世代包括支援センター」体制の充実に向けて取組を進めるとともに、産前・産後における不安・負担の解消に向けた切れ目のない支援（育児パッケージ・産前・産後サポート・多胎児支援など）についての先進的な取組を研究し、県独自のサポート支援を推進すること。また、公・民の施設を活用した「宿泊型」、「デイケア」サービス、家事・育児サービスを利用できる産後ドゥーラを含む、助産師等の子育ての専門家等を活用した「訪問型」ケアの事業化などの支援の充実を図るとともに、国に対して産後ケア事業や多胎児への財政支援について要望すること。

② 地域包括型産後ケア体制の整備【最重点要望事項】

「訪問」「デイサービス」「ショートステイ」「産後ドゥーラ」などの産後ケアサービスを助産師等が一体的に提供する体制の整備を求める。

③ 低出生体重児と保護者への支援

当事者や関係団体からヒアリングをし、低出生体重児と保護者への支援を推進すること。また保護者の精神的負担の軽減にもつながる、リトルベビーハンドブックの作成・運用を進めること。

④ 流産・死産等で子どもを亡くされた家族への支援

厚生労働省は悲嘆（グリーフ）ケアに関し、産婦人科医療機関と自治体との情報共有、連携について記述された手引きを作成し、本年4月都道府県に活用を促す通知を発出している。相談窓口の設置、自助グループとの連携、関係機関へ研修会等、死産・流産に特化したホームページの作成などを支援すること。

(2) 不妊治療の支援拡充

人工受精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「特定不妊治療」が保険適用となったが、全額自己負担となる先進医療及び混合治療については保険が適用されないため、これらにかかる新たな費用助成制度の創設を国に要望すること。

4 障がい児・者への支援強化

(1) 難病患者への支援強化

難病患者等も障がい児・者の範囲に加えられたことから、市町において、難病相談・支援センター等と連携した難病患者等に対する漏れのない障害福祉サービスが、難病患者や団体に対して格差なく提供されるよう支援するとともに、制度の周知を徹底すること。

5 その他

(1) 動物愛護の機能強化

無責任な飼い主による多頭飼育が社会問題となっているため、飼い主責任を厳格にするための適正飼育（屋内飼育、不妊去勢、飼い主の明示など）の義務化や、飼育頭数の届出制度などを定めた条例を早期に制定すること。また、多頭飼育の予防策として、福祉部門・関係者などとの連携強化体制を構築すること。また、兵庫県「ふるさと納税」を活用して、基金を設置し、動物虐待事案への対応、解剖検査、DNA検査等の費用の財源として活用し動物虐待ゼロを目指すこと。また、愛護センター、警察、獣医師会等の関連機関が連携した動物虐待ゼロを目指す協議会等を設置すること。

6 保健医療部その他要望事項

- (1) 災害時薬事コーディネーターの養成の推進
- (2) 尼崎総合医療センター等、圏域の中核である県立病院へのファミリーハウスの整備
- (3) 違法民泊の取り締まり強化
- (4) 妊娠を希望する女性等に対する風しん抗体検査の実施
- (5) 大規模広域災害時における透析患者の医療体制の整備
- (6) 口腔保健支援センターに常勤歯科医師の配置
- (7) 放射線技師の被爆対策を充実するよう病院へ指導を強化
- (8) 医師のタスクシフト・シェアの推進に伴い、放射線技師への静脈注射等の訓練を充実すること
- (9) 新型コロナウイルス感染症対策における介護職員の応援体制の更なる拡充
- (10) 介護施設における、新型コロナウイルス感染症療養者への医療体制の更なる強化

VII 産業労働部

1 多様な人材が活躍できる社会づくり

(1) 外国人労働者に対する適正な労働環境等の確保

外国人労働者が適正な労働条件等の元で安全かつ安心して就労できる労働環境確保に向けて関係機関と連携して取り組むこと。また、外国人雇用事業所等各関係機関と連携し、外国人労働者の県内企業へのインターンシップの実施など就労定着に向けた各種支援策を講じること。

2 働き方改革の推進

(1) ワークライフバランス等の推進

若者や女性をはじめ、だれもが多様な働き方を選択でき、社会で活躍できる環境を作るため、同一労働同一賃金の実現や長時間労働の是正、高度プロフェッショナル制度の適切な運用などに向けて、国の取組強化を働きかけるとともに、県として、国と協調した過労死防止対策や、有給休暇取得の促進、仕事と子育て・介護を両立させる環境整備を目指す企業の取組支援など施策の充実を図ること。

(2) 労働条件審査の導入

県が締結するすべての契約において労働関係法令の遵守や最低賃金の支払い徹底等の実効性を高めるため、「県契約における適正な労働条件の確保に関する要綱」を制定し、契約書に最低賃金以上の賃金支払いや法令遵守を明記した上で、誓約書の提出を求め、遵守しない場合に契約解除できる旨を規定するなどして取り組んでいるが、更なる実効性の向上に向けて、社会保険労務士による労働条件審査を抜き打ちで実施し、適正な労働環境の実現に向けた取組を強化すること。

(3) 地場産業を支える職人育成に向けた取組の強化

働き方改革の流れの中で、地場産業を支える職人の育成において、労働時間と職業訓練のあり方が課題となっている。国の職業訓練制度では不十分な職人の人材育成について、県として積極的に支援策を講じるとともに、兵庫県版マイスター制度等の創設により職人を目指す若者に対して公的に評価でき、目標としてモチベーションアップにつながる仕組みを検討し実施すること。

3 女性が輝く社会づくり

(1) 女性デジタル人材の育成などの就労支援

出産や育児等で離職し、再就職を希望する女性を支援するため、受入企業に対する助成金事業の周知・拡大や相談窓口の充実を図るとともに、起業や第二創業をめざす女性に対する支援を引き続き実施すること。また、女性の再就職や就業継続を支援するため各種セミナーの開催や相談を実施するほか女性デジタル人材の育成などに取り組むこと。

(2) 女性活躍の更なる推進

① 実効性ある計画等の実施

女性活躍推進法に基づく法定事業主行動計画の実施については、県が率先して取り組むとともに、民間企業における女性の積極採用、積極登用及び評価の取組の推進や女性活躍に向けた認定制度の創設などにより、その実効性を確保すること。

② 男女共同参画社会の実現

男女共同参画プランに基づき、主に女性の活躍推進に特化した、男女ともに暮らしやすい社会の実現をめざす取組を推進すること。女性が安心して働き続けられる環境を整えるため、多様な働き方に向けた環境整備、男性の育休取得促進などを総合的に推進すること。

4 若者の活躍を促す環境づくり

(1) 若者の活躍による地域活性化

① 能力開発の推進

新たな専門性を身につけたい人の職業能力開発や、専修学校等の民間教育機関等を積極的に活用し、時代の変化・要請にマッチした教育プログラムの充実を図り、能力開発の推進を図ること。

特に、建設業や保安、介護、保健師・看護師等医療福祉職をはじめ金属材料製造、金属加工、機械整備など有効求人倍率が高い職業に対する安定した就業対策、人材確保、育成に向けた取組を各団体及び関係機関とともに進めること。

② 大学との連携による地域貢献人材育成と県内企業への就職促進

地域連携・人材育成拠点となる施設の整備や、大学と連携した県内企業のインターンシップや交流の場を支援し、学生の県内就職を促進すること。

(2) 若者雇用対策の推進

① AI、IoT、プログラミング等のITスキルの習得支援

今後AIやプログラミング等IT系人材の大幅な不足が予測されていることから、実践的なITスキルを習得した人材を重点的に育成する取組を強化すること。

② 若者の就労支援の強化

「わかものハローワーク」「地域若者サポートステーション」などとの連携体制を強化するとともに、民間企業での就労体験において、社会人として必要な知識、技能などを習得させ、正規雇用に結び付ける活動を強化すること。

③ 新卒者の就職支援

コロナ禍により、新卒採用が抑制された2021年から回復傾向にあるものの、依然として採用に慎重な企業もあることから、採用意欲のある県内企業や人手不足の業界とのマッチングを始め、就職氷河期の再来とならないよう、積極的な就職支援策を講じること。

④ 「ブラック企業」・「ブラックバイト」の根絶

労働法令違反が疑われる企業への監督指導や、若者の離職率が高い業種での雇用管理の改善を進め、「ブラック企業」・「ブラックバイト」を根絶するよう、国に求めるとともに、県も協力して必要な施策を推進すること。

⑤ 雇用のミスマッチ予防

高校生に対するインターンシップ等の拡充を図り、雇用のミスマッチ予防や、就職支援に努めること。

⑥ マイスター制度の創設

本県の伝統的な地場産業や、人気のスイーツ、パン等様々な職人の技をマイスターとして県独自の資格制度で認定し、後継者や人材養成に取り組むとともに、国に対してもマイスター制度の創設を働きかけること。

⑦ 若者の転出超過に対する支援強化

転出超過となっている20代の若者に対する雇用促進を図るとともに、若者に魅力ある企業誘致や県内企業とのマッチング強化を促進すること。

(3) 若者の起業支援

① 起業家教育の充実

起業家精神の醸成を図るため、教育現場と密接に協力しながら、起業家との出会い作り、起業体験や実学重視の教育といった「起業家教育」を充実させること。また各市町が行っている起業家育成に関する先進的な取組と有機的に連携すること。

② 起業のセーフティ・ネットの充実

起業に伴う「リスク」を減らすために、事業に失敗した際のセーフティ・ネ

ットとして、職業訓練や再就職支援といった施策を充実させること。

③ 起業のトータル支援

起業をしていくための「リソース」面での支援を充実させていくために、不動産担保ではなく事業計画を重視した融資にシフトし、起業支援組織が協働して支援を行うとともに、起業支援策について広報の工夫をすること。また、行政の信用力を活用した販路開拓の支援や、行政課題解決の業務発注等による支援などを行うこと。

(4) 兵庫発のイノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム

確立に向けた取組の強化

まちの持続的な成長を実現するため、スタートアップ・エコシステムの拠点形成を目指す「ひょうご神戸コンソーシアム」の取組を強力に推進し、革新的なテクノロジーを駆使してイノベーションを創出するスタートアップの育成・集積を神戸市と積極的に連携し、大胆にスピード感を持って取り組むこと。更に現状の推進状況をトレースしながら改善や工夫を不断に行い、確実な成果に結びつけることができるように取り組むこと。

(5) UNOPS・グローバル・イノベーション・センターと連携した取組

SDGsの達成につながる先進技術を持つスタートアップを国内外から募って育成を目指すグローバル・イノベーション・センターと連携し、県内企業や兵庫県のSDGsの取組を進化させるとともに、スタートアップとのコラボによる新規事業や商品開発、公共分野における社会的課題の解決などにつなげる取組を行うこと。

(6) 「域学連携」・「産学官金連携」の推進

地域と大学が協同して地域再生・地域づくりに取り組む「域学連携」や、ひょうご産学官連携コーディネーターの活動促進及び兵庫県COEプログラムを推進することで、産業界や金融機関とも連携してイノベーションを創出する「産学官金連携」を推進すること。

5 視覚障がい者の雇用・就業・定着の推進

視覚障がい者の職場適応訓練の実施について、県内で視覚障害者が職業訓練受講できる体制を整備すること。

また、視覚障がい者の自立促進の為に「音声パソコン訓練」ができる施設の拡大と支援体制の充実に必要な予算増額を国に要望すること。

6 観光立県の推進

(1) 訪日外国人観光客等の受入れ体制の強化

コロナ収束後の外国人観光客の受入を見据えて、外国人観光客等がスムーズに移動できるよう、交通の利便性の確保、バリアフリー化、多言語による標識や観光案内の改善・充実強化、無料公衆無線LAN環境等のハード面の整備を進めるとともに、キャッシュレス対応機器の導入促進、ハラール（イスラム法において合法的な食品など）の導入促進等、ソフト面の環境整備も合わせて推進すること。

(2) 観光資源開発の推進

① 六甲山地域の活性化の推進

瀬戸内海国立公園（六甲地域）について、神戸市と連携し、遊休施設の活用や六甲山を楽しむ新しい施設の誘致等により積極的に魅力をアップさせ、観光客を呼び込めるような活性化を推進すること。

② ユニバーサルツーリズムの促進

高齢者・障がい者を含む誰もが旅行を楽しむことができる環境を整備するため、バリアフリー情報の提供や旅行者へのサポートなど地域の受入体制を強化するほか、高齢者等が参加しやすい旅行商品の開発・普及を図り、ユニバーサルツーリズムを促進すること。

③ 魅力あるフィールドパビリオンの実現に向けた取組

ひょうごの五国の各地域における個性的な特徴を打ち出した体験型、テーマ型ツーリズム、具体的な切り口としてカルチャーツーリズム、アグリツーリズム、テクニカルビジットなど新たなスタイルの観光を、市町や民間企業等と連携して開発すること。

また、兵庫デスティネーションキャンペーンにおけるテロワール旅の取組結果を検証し、万博開催時に向けて整備するフィールドパビリオンを手上げ方式の提案だけでなく、多彩な魅力あるコンテンツが揃うものとして成功できるように、各方面の知見やノウハウを結集して取り組むこと。

④ 近隣自治体と連携した取組

岡山空港や鳥取空港からの入込みルートの開拓、瀬戸内海の観光スポットと連携した振興策、山陰海岸ジオパークを含めた日本海沿岸ルート開拓、丹波観光振興を京都府と連携して強化するなど近隣各府県と連携した取組を強化すること。

⑤ 日本遺産を活用した観光振興への支援

日本遺産を活用して複数の自治体が連携して取り組む情報発信やツアーの企画等の広域的な観光振興への支援を行うこと。

⑥ 瀬戸内海におけるクルーズツーリズムの促進

大阪関西万博等によるインバウンド旅客を、県内周遊観光に導けるよう瀬戸内海におけるクルーズツーリズムなど新たな観光ツーリズムの創出に取り組むこと。

⑦ 兵庫県の観光振興推進体制について

観光振興における県やひょうご観光本部、せとうちDMOなど広域観光振興組織、各市町等の多様な主体の役割分担について、着地コンテンツ開発や広告プロモーション、旅行商品化への取組等、それぞれの役割、責任範囲を明確にして効率的、効果的に取り組める体制を整えること。

⑧ 高速舞子バスストップのリニューアル推進

高速舞子バスストップは、淡路島への交通結節点として重要な役割を果たしているが、鉄道駅からのアクセスが分かりにくく、バスストップ関連設備が淡路島への玄関口としては貧弱であることから、リニューアルを関係各所と連携して検討し、実施すること。

7 中小企業の振興

(1) 原油や原材料の高騰や急激な円安への対応支援【最重点要望事項】

原油や原材料の高騰を価格などに転化できず苦しんでいるケースや、円安による影響が非常に大きい企業等に対し、支援ニーズを把握して、適切な支援を実施すること。

(2) 開発から販路開拓までの一貫支援

中小企業の優れた技術・アイデアを製品化し、日本各地そして世界の市場を取り込むため、工業技術センターや大学等と連携した研究開発や新分野進出から、確固たる販路を有する企業間連携等による販路開拓まで強力に一貫支援すること。

(3) 地域の特色を活かしたビジネス

各地に存在する多彩な地域資源（農林水産品、観光資源、技術、伝統・文化など）を掘り起こし、品質管理の徹底、売れる商品・サービスの開発を支援することで地域資源のブランド化を進め、都市部や海外の需要を大きく取り込むなど、特色ある地域資源を活用した事業活動等への支援を拡充すること。また、第二創業を含めた創業支援事業計画に基づき、地域密着型企业及びNPO等の立ち上げを促進すること。

(4) 商店街を地域コミュニティの中心として蘇生

商店街の空き店舗を活用した子育て支援・高齢者向け施設等を整備し、地域コミュニティの中心として蘇らせるまちなかバルやまちゼミ等の施策を拡充すること。また、一過性の販促イベント支援だけでなく、商店街の競争力強化に向けた、商店の再配置やテナントリーシング等に対する支援を行い、商店街の活性化に努めること。

(5) 経営支援の充実・強化

① 中小企業関係施策の推進

多様な中小企業施策の周知が十分に行き届いていないことから国・県・市町ごとに「見える化」する取組を促進し、事業者の立場に寄り添った施策の周知徹底を更に強化すること。また、施策を利用した企業の活動を動画等で広報するなど発信力を強化し、各地の中小企業のチャレンジを喚起すること。

② 経営安定化に向けた支援

制度融資や信用保証においては、新規事業や新商品の将来性を評価するなどの要件緩和を進めるとともに、過去に一時的な滞納がある中小企業においても、現在の返済状況や経営実態を考慮した上で、柔軟な信用保証対応などが図られるよう指導すること。また、中小企業・小規模事業所への事業資金に対するつなぎ融資の円滑化については、金融機関や商工会等と連携し推進すること。

③ 先端ものづくり産業への参入支援

航空機や環境・エネルギー分野など次世代産業分野への新規参入や事業拡大等を目指す県内中小企業等の連携による生産体制整備を支援すること。

④ 経営指導員・経営支援員の増員への支援

コロナ禍の影響もあり、経営指導員・経営支援員の業務が質・量ともに増大しており、よりきめ細やかな支援や指導ができるよう、経営指導員等を増員するための補助金増額等の支援を行うこと。

⑤ 皮革排水処理経費に対する財政支援等について

皮革排水処理が、河川周辺の住環境のみならず、瀬戸内海全体の環境保全に大きく寄与していることを踏まえ、県の皮革排水特別対策費補助金の増額や、新たな支援制度の創設等による市町の財政負担の軽減、皮革産業全体に対する総合的な振興施策の実施について検討するとともに、国へ要望すること。

8 未来を拓く基盤づくり

(1) 県内産業の就労構造の転換支援

コロナ禍の影響により大量の失業者の発生が見込まれる一方で、建設業や農業、介護等人手不足で困っている業種が存在することから、県内産業間での労働移転をスムーズに図る就労構造の転換支援を行うこと。

(2) 兵庫の強みを生かした産業力強化の取組

本県が誇るものづくり産業の集積や、世界的な科学技術基盤であるスーパーコンピュータ「富岳」、Spring-8、SACLA等を活用した次世代産業創出の支援を強化するとともに、これらの強みを生かして県内への企業誘致を更に促進すること。また、地域の特色を生かした戦略的な地域産業の育成や、圏域の生活を支える生活産業の維持等、統一感とバランス感のある産業政策を推進すること。

(3) ものづくり産業を支えるデジタル人材の育成

① デジタル人材の育成支援

労働生産性の向上に不可欠であるデジタル人材育成のため、産学官の連携を推進するとともに、職業訓練を実施する事業主への助成金の拡充、在職者訓練の充実などに取り組むこと。

② 中小企業・小規模事業者のICT導入支援

中小企業・小規模事業者のICT活用による事業拡大や新分野への参入を促進するため、中小企業・小規模事業者のICT導入費、維持費を支援すること。

(4) 高齢者の様々な場面での活躍

① 元気な高齢者への就業支援

人口減少の中、高齢者の意欲や能力が存分に発揮できるエイジフリー社会を目指すため、必要なICTスキル習得など教育訓練の拡充や環境整備を行うとともに、企業、経済団体、シルバー人材センター等と連携を強化することにより、高齢者の豊富な知識・技能・経験等を活かせる在宅ワークも含めた多様な働き方による就業機会の創出、就業意欲のある高齢者とのマッチングを充実させること。特に、地域医療や介護分野への雇用促進等に対し官民挙げて努めること。

② 高齢者の多様な社会参加を促進

ICT活用などによる情報受発信により、高齢者が生涯学習等として“学ぶ”、“教える”機会を拡大し、自治会・老人クラブなどの地域活動、ボランティア活動、ソーシャルビジネス（子育て支援や介護など社会的課題の解決に取り組

む事業)の起業・事業展開など多様な社会参加の促進を図ること。

(5) 研究機関の機能強化

① 研究環境等の整備

研究機関における技術者、研究員の後継者育成や人材確保に向けた予算の拡充に努め、研究成果がさらに挙がる環境を整備すること。

② 工業技術センターの更なる機能強化

工業技術センターについて、県内技術支援機関の中核拠点として、中小企業のものづくり産業の競争力強化や兵庫発のオンリーワン企業の育成に寄与する取組など、時代のニーズにあわせ更なる機能強化を図ること。

(6) 日本酒等の地場産業への支援

日本遺産『「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』を活用した県産日本酒のブランド化や認知度、販売促進向上に係る取組への支援を強化すること。

(7) 「KOBE City 型アジアパーク」の実現に向けた支援

在日韓国商工会議所兵庫が推進する「KOBE City 型アジアパーク」構想について、兵庫県下に在住する外国人のうちアジア系外国人が80%を超えており、同構想を通じて地域社会の活性化と観光産業をはじめとした地域経済の発展、アジアコミュニティの活性化や多文化共生のまちづくりの充実を目的とした活動であることから、候補地選定や広報をはじめ県としてできる限り実現に向けた支援を行うこと。

9 産業労働部その他要望事項

- (1) 尼崎21世紀の森と尼崎運河を連携させ、観光の拠点化を図るための総合政策の推進
- (2) 若者、女性、高齢者、障がい者等へのICTを活用した在宅ワークの拡充促進
- (3) 第二新卒者の転入を促進するため、採用希望の人材情報を仲介する民間企業の取組などを活用したUJIターンの促進
- (4) ひょうごの「酒」の海外発信の強化
- (5) 福祉部局と連携した生活困窮者対象の就労準備支援事業の推進
 - ① 県内企業に対する事業の周知
 - ② 生活困窮者に仕事を提供する行政部門や企業の積極的な開拓
 - ③ 受け入れ企業への福祉団体等による助言等支援の体制づくり
- (6) コロナ禍だからこそ姉妹提携している各都市との国際交流や経済交流を強

化するための具体的な施策を知恵を出して工夫して推進すること。

- (7) 県内各地で磨けば光る観光資源の開発を積極的に推進し、県内の観光産業の振興に努めること
- (8) 地域資源の一つである有馬の湯については、「海水由来のため豊富な塩分を生む」との防災科学技術研究所による分析結果を踏まえ、地域の活性化、観光振興などへの起爆剤としてその普及・啓発に努めること
- (9) 皮革排水特別対策費補助金の増額や新たな支援制度等による市町への財政支援
- (10) 非常時のみ石油組合や地元業者に供給要請される片務契約について確実に供給できるよう病院等の供給先のタンク等の情報を共有すること

VIII 農林水産部

1 農林水産業の振興

(1) 都市農業の振興

① 兵庫県都市農業振興基本計画の推進

都市農業の担い手の育成、確保や、営農意欲の高い農業者の収益性を高めるための農業施設貸与事業、販売機会の拡大のための直売所整備や福祉農園などの支援等、都市農業の振興に向けた施策を着実に推進すること。

② 都市農地確保の取組

一定面積の農地を有する市町において、生産緑地制度の導入が進むよう、市町やJAグループと連携した取組を強化すること。

③ 都市農地の多面的機能の発揮

都市住民の農業体験等に対するニーズの高まりに対応するため、学習講座の開催や都市農業への啓発活動の実施、市民農園や農業体験施設整備への支援を更に充実させるとともに、都市農地を活用した学童農園、福祉農園、防災農地など多様な取組に対する支援策を充実させること。

(2) 農業生産基盤の整備・保全

① 農地や水利施設の整備

農業生産基盤の整備・保全を図り、農地中間管理機構と連携した水田の大区画化・汎用化や、ほ場整備、ため池・用排水など改修の必要な農業水利施設の長寿命化・耐震化を遅滞なく推進するための事業費が当初予算で（土地改良）確保できるよう、国へ強く働きかけること。特に、防災・減災にも資するため池の維持管理（かいぼり等）、老朽化対策を推進するとともに、国への財源措置を要望すること。

② ため池整備・廃止と適正管理の推進

「防災工事等推進計画」に基づき実施される改修整備・廃止を計画的に推進するとともに、国庫補助上限枠撤廃や、農家数ではなくため池数に応じた交付税措置を国に要望すること。

③ 技術職員の育成・増員

農業改良普及センターの普及指導員をはじめ、農業生産基盤整備における事業推進に必要な農業土木技術者を増員するとともに、スマート農業など先端技術に精通した人材を育成・確保すること。

④ 耕作放棄地の再生利用

耕作放棄地について、国の制度を活用するなどにより再生を推進し、農地中間管理機構の整備・活用等による農地の集積、集約化を図ること。

(3) 有機農業の推進

① 有機農業推進施策の見直し

国のみどり食料システム戦略の目標数値に合わせて、環境創造型農業推進計画の目標数値の見直し、並びに、推進施策の見直しを早急におこなうこと。

② 有機農業研究の実施

県の試験機関が総力を挙げて有機農業研究を実施すること。

③ 有機農産物の消費拡大

学校給食等への食材提供や販路を拡大すること。

(4) 先端技術の導入研究や次世代施設園芸モデルの研究・普及

AIやIoT、ドローンといった先端技術の導入によるスマート農業の推進や生産性向上に向けた研究や人材育成、導入支援を行うこと。また、流通業者や加工業者などの異業種と連携した生産体制の確立、大学や研究機関等との連携による次世代の施設野菜団地の整備など、地域の特性に応じ、国際化にも対応した取組を支援し、低コストでの普及に向けた取組を行い、生産拡大を促進すること。

(5) 担い手対策

① 多様な担い手の活躍

地域農業の担い手の法人化を進め、認定農業者を人・農地プランの中核経営体として育成するとともに、女性、若者、障がい者など多様な担い手の活躍を促進するため就農資金支援、研修や就農相談セミナー等の支援を図ること。特に、コロナ禍により「田園回帰」に注目が集まっている中で、農業分野への新たな担い手確保に努めるとともに、新規就農者の定着化の向上を推進すること。また、若者が農業に従事するための十分な所得補償を国に求めること。

② 法人化していない営農組織への支援の拡充

集落営農の要件を満たすことが困難な地域で任意の共同組織として営農している組織に対して、集落営農組織と同じ支援が受けられるよう、制度の要件を緩和すること。

③ 農業施設貸与事業の充実

生産性向上や省力化に寄与する環境制御型ハウスなど等において、アパート方式などで新規就農者の負担軽減を図るなど制度の更なる充実を図ること。

④ 持続可能な農業の推進に必要な省力化への取組

小規模農家同士のグループを「新たな担い手」として位置づけ、機械導入経費への支援と希望される機械種別を拡大すること。また、作業受託のさらなる充実を目的とした事業者支援を行うこと。

(6) 畜産の振興

① 畜産振興の総合的な推進

畜産物のブランド力や競争力を強化し、首都圏・海外へのPR活動の拡大、新たなブランド開発、技術開発の推進、後継者の育成などの畜産の振興に一層取り組むこと。

② 但馬牛の増頭に向けた取組の強化

需要に見合った但馬牛の供給を行うため、但馬牛の増産体制を強化するとともに、食肉処理製造技術者の育成を図る食肉学校を整備すること。また、県有環境林や空き施設の活用など、市町と連携し、増産に必要な農場の確保を支援するとともに、アパート方式牛舎の更なる整備を推進すること。

③ 但馬牛の遺伝資源(精液や受精卵)の国外流出防止

但馬の畜産農家が家畜改良により150年以上守り育ててきた大切な遺伝資源(精液や受精卵)の国外流出防止措置を講じるとともに、関係機関と連携し取締りを強化すること。

(7) 酪農の産業競争力強化

生産者、農協、食品企業等とクラスター協議会によるプラント等の設備整備支援や、収益力向上に取り組む地域ぐるみの体制の構築、特徴ある飼料を活かしたブランド化、効率的な酪農経営のための協業化や法人化、民間企業参入による農場の規模拡大、労働環境改善による新たな担い手確保を推進すること。

(8) 林業の振興と森林環境保全の推進

① CLT(直交集成板)などの普及

CLT(直交集成板)など新たな木質材料工法を普及させるために、技術面や人材育成等の課題解決に取り組むとともに、建築物における県産木材利用等を促進すること。

② 発電設備導入の支援

企業や市町等が取り組む、県内の未利用間伐材や林地残材による木質チップ製造や木質バイオマスを活用した発電設備導入を支援し、再生可能エネルギーの普及・拡大に努めるとともに、資源循環型林業の構築に取り組むこと。

③ 森林環境保全整備の推進

間伐面積の確保や森林の有する多面的機能発揮のための森林整備に必要な予算確保を国に求めること。あわせて、国庫補助対象とならない場合における県独自の補助制度を継続すること。

④ 集落支援と豊かな森づくり対策の継続実施

野生鳥獣が奥山で生息できるよう、森林動物研究センターや農林振興事務所による支援や民間専門家派遣、バッファゾーン・防護柵の設置等の集落支援とともに、奥山の人工林を広葉樹林に転換して野生動物の生息環境の改善に取り組む豊かな森づくり対策を継続すること。

⑤ 県産木材の確保体制の強化

ウッドショックの木材不足に対応するため県産木材の確保体制の強化を図るとともに、国に対しても国産材の流通確保策の強化を要請すること。

⑥ ICT技術を活用したJクレジットの展開拡大

ICT技術を活用してJクレジットの展開拡大を図るため、技術者の育成やモデル地区での実践、ICT機器等導入を支援すること。

(9) 水産の振興

① 県産水産物の消費拡大

首都圏へのプロモーションや、量販店等での対面販売、漁港での直販活動により、漁業の収益性向上を図るとともに、学校給食等への食材提供など県産水産物の生産・消費拡大を促進すること。

② 令和3年改正瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく施策の推進

改正法の趣旨に基づき、藻場や浅場等の漁場整備、栄養塩管理運転の拡大、海底耕うん等の海底環境改善、漁場への栄養添加促進事業の継続などに全庁横断的に取り組むこと。また、「ひょうご豊かな海推進研究会」における研究に対し、技術面・財政面で支援すること。

③ 漁業者の育成

経営感覚に優れた漁業者の確保を図るため、研修制度の充実や漁船の貸与など、漁業者の育成に努めること。特に、県が行う漁業施設貸与事業の拡充を図るとともに、漁船リース事業や機器導入事業の拡充を国に強く要望すること。

④ 水産技術センター等の研究体制の充実

県立水産技術センター（明石市）、但馬水産技術センター（香美町）、内水面漁業センター（朝来市）における技術職員を増員し、研究体制の充実強化を図ること。

(10) 農林水産物の輸出促進

品目別・国別の農林水産物等の輸出戦略により、神戸ビーフ・淡路島玉ねぎ・丹波黒大豆・朝倉さんしょ・コウノトリ育むお米など、兵庫の食文化・食産業のグローバル展開を加速させ、輸出エリアや輸出量の拡大を図ること。

(11) 「県産県消」の推進

① 県産農林水産物の県内消費の促進

「おいしいごはんを食べよう県民運動」及び米飯学校給食の推進を図るとともに、学校給食に県産農水産品を積極活用できるよう市町への支援強化を図るなど、県産農林水産物の県内消費を促進すること。また、児童生徒に対して、学校給食園の設置を促進し、食育を推進すること。

② 「ひょうご食品認証制度」を活用した県産農林水産物の消費喚起の取組強化

「ひょうご食品認証制度」について、安心ブランド、推奨ブランドといったブランドが県民に浸透しておらず、販促に結び付いていないことから、消費者への県産農林水産物の消費を喚起する取組を強化すること。

2 農林水産部その他要望事項

- (1) 漁業経営セーフティネット構築事業の継続・強化、省エネ機器等導入推進事業の継続と所要予算の確保、さらには、軽油引取税の免税措置の恒久化にかかる国への働きかけ
- (2) 里山再生のため森林組合、森林所有者等が行う適切な施業や路網整備並びに伐採木の利活用の促進に向けた機械・設備整備への財政的な支援の拡充
- (3) 針葉樹林の間伐と広葉樹林化の推進による里山再生の促進
- (4) 淡路島で整備が遅れているほ場の整備、作物の収量増や品質向上に効果のある地下かんがいシステムの導入や暗渠排水の推進
- (5) 森林経営管理制度の円滑な実施に向けた県の代替執行について検討すること
- (6) 食肉処理技術の指導者養成・後継者育成を行うための施設の加古川食肉市場への整備推進
- (7) 地球温暖化に対応する主食用米の新品種開発に向けた官民共同研究を促進すること
- (8) 姫路市中央卸売市場の移転再整備について、国の補助採択（強い農業・担い手づくり総合支援交付金）に向けての指導及び支援をすること
- (9) 土地改良法改正に伴う貸借対照表の導入などへの対応について土地改良区の運営支援を強化すること
- (10) 緊急浚渫推進事業の事業対象に自治会や水利組合が管理する施設も対象と

するよう市町への支援を検討すること

IX 環境部

1 持続可能な環境の構築

(1) 多様な再生可能エネルギーの普及と地産地消の推進

大規模太陽光発電に偏らず、小水力発電やバイオマス発電、風力発電等の多様な再生可能エネルギーによる発電導入を積極的に進めるとともに、地域エネルギー会社の設立支援等によりエネルギーの地産地消を促進すること。

(2) 環境先導社会の実現に向けた取組

① 水素社会の実現に向けた強力な推進体制の構築【最重点要望事項】

次世代高効率水素発電の本格導入に向けた研究開発や水素サプライチェーンの構築、燃料電池車の普及等を県独自で基金を設置するなど、継続的かつ強力に推進し、環境に優しい水素社会実現に向けた取組を推進すること。

② 生物多様性の保護

市町や地域住民、事業者、各種団体、NPO等による生物多様性自然保護保全に関する活動に対し、財政面も含め、支援策を拡充すること。

③ 食品ロス削減の推進

「食品ロス削減推進法」の趣旨に基づき、県の計画・目標を明確にして「県民運動」として積極的に取り組むこと。毎年10月「食品ロス削減月間」を中心に、3010運動やフードドライブ運動の支援を強化して、積極的に取り組む自治体や事業所、団体などへ表彰制度を設けるなど推進強化と広報・周知に努めること。

④ 海洋ごみ対策の推進

県民へ「身近なごみの管理が海ごみ対策につながる」ことを広く意識啓発するとともに、マイクロプラスチックの原因となる廃プラスチック類の排出抑制・リサイクルの推進を図ること。また、海洋ごみの着実な回収・処理のために、市町や漁業者と連携して漁業者が陸に持ち帰ったゴミ処理の仕組みに対して財政面も含め支援すること。

⑤ リサイクル建設資材の利用の推進

建設廃棄物より製造した再生砕石（リサイクル建設資材）の公共事業等による積極的な再利用を図ること。

⑥ 合併処理浄化槽への転換促進と法定検査受験率の向上

助成制度の充実による単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進と、法定検査受験率の向上を強力に推進すること。特に、県所有施設における合併処

理浄化槽への転換を促進すること。

⑦ 家庭や中小企業での次世代太陽電池の導入の促進

国は温室排出効果ガスの排出量を、今後9年で「13年度比46%削減」する目標を決めており、目標達成には再生可能エネルギーの大量導入が欠かせない状況となっているが、次世代型太陽電池は軽量で加工も容易であり、少ない光でも発電が可能なおうえ、従来は難しいとされた場所にも設置できることから、基金の活用などでの国の補助制度の導入に合わせ、家庭や中小企業などでの太陽光発電の導入促進を支援すること。

⑧ 脱炭素社会の実現に向けた強力な推進体制の構築

温室効果ガス削減目標を着実に実現させていくために、知事のリーダーシップを発揮して全庁横断的に地球温暖化対策に取り組むよう求める。

(3) 鳥獣被害対策等の推進

① 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害地域の拡大を防止し、その被害の拡大を抑制するため、県有林や県管理河川に接する農地との境界に公費による防護柵を設置し、また、設置済みの防護柵・電気柵の維持管理、補修に要する費用を支援すること。

② アライグマ・ヌートリア対策について

現時点で本県は市町が防除実施計画に基づき実施する捕獲・処分等に対し補助金により支援しているが、市町と連携して効果的な被害対策を考えるとともに、対策を強化するために、補助金を増額すること。

③ 狩猟者の確保等

有害鳥獣の適正管理のため、引き続き狩猟者の確保に努めること。

④ ジビエ活用等による地域活性化

搬送・保存・加工等について広域対応を行う仕組みを構築し、捕獲個体を一時保管または焼却処理するための施設整備、シカ肉などの処理加工施設の整備、更に、回収・運搬に使う冷凍車の導入などを促進し、食肉やドッグフード、サプリメントに活用するなど、地域資源であるジビエ（シカ、イノシシなど野生鳥獣の肉）等を活用した地域活性化を図ること。

⑤ 県版経営継続補助金の創設

農村地域の支え手の中小規模・家族経営農家に対して、県独自の経営継続に対する補助金及び支援制度を設置すること。

⑥ 防災協力農地の推進

都市農地を災害時に避難場所や仮設住宅用地等に活用する防災協力農地を2016年に策定した「都市農業振興基本計画」に基づき推進すること。

(4) 有害特定外来生物侵入防止対策の推進

有害特定外来生物に対して、侵入初期段階での早期防除や定着阻止に向けた対策を推進すること。特に、港湾施設関係機関や輸入貨物荷受企業等への情報提供、県民への注意喚起など、国や市町と連携・協力を図り、積極的な調査、防除対策に引き続き取り組むこと。

2 環境部その他要望事項

- (1) 生活排水すべてを処理する合併処理浄化槽への転換の推進と検査受験率の向上
- (2) 既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う設置整備費に対する県費助成制度の復活

X 土木部

1 命を守るインフラ整備の推進

(1) 社会基盤インフラ整備の推進

① 密集市街地における防災対策推進

防災上の課題のある密集市街地については、「兵庫県密集市街地整備マニュアル」を活用し、地域住民の合意形成等を促す環境を市町とともに醸成し、老朽家屋の建替等による耐火性や耐震性の確保、避難・延焼防止及び消火救出活動に有効な道路・公園等の公共施設の整備、消防水利・備蓄倉庫等の防災施設の整備を推進すること。

② 耐震化の推進

建築物の耐震化を加速させるとともに、大規模多数利用建築物については早期に耐震化を終了させること。また、事業活用が低調な中規模・小規模多数利用建築物についても市町と連携し耐震化を進めること。

③ 県民生活を支えるインフラの維持管理、財源の確保

投資的経費の県単独事業は近年縮小傾向が続いていることから、道路補修や除草など通常の維持管理費が不足している。また、地方部を中心に社会基盤インフラの整備の遅れが懸念されている。各地域の県民が安全・安心に暮らし、地域の活力を生み出していくため、生活の基盤を支えている道路や橋梁、河川、港湾等の老朽化している社会基盤インフラの整備充実を図るため、必要な予算を一層確保すること。

また、インフラ施設点検業務の品質を向上させるため、インフラ調査士など

の資格を有する者の配置を義務付けること。

④ 「津波防災インフラ整備計画」の推進

南海トラフ地震に備えた本県独自の「津波防災インフラ整備計画」を着実に推進し、防潮施設、避難支援施設、防災意識啓発施設などを含め防災インフラ整備を計画的・効果的に進めること。

⑤ 日本海津波防災インフラ整備の推進

日本海津波防災インフラ整備については、関係市町の意見や要望等を踏まえ、必要な河川堤防の嵩上げ、防潮堤整備など実効性あるハード対策を推進すること。

⑥ 高潮対策の推進

高潮、高波対策については、「兵庫県高潮対策10箇年計画」に基づき、防潮堤等の嵩上げ、水門・排水機場の万全な整備に努めること。

(2) 局地的大雨・土砂災害等への対策

① 局地的大雨等地域災害への対策

風水害等の浸水対策については、校庭貯留、浸透施設の整備をはじめ、土砂災害対策、地下街への浸水防御などハード整備を集中的に進めること。

また、県民の自助行動を喚起させるため、地域特性や浸水実績を踏まえた内水ハザードマップの作成・公表を市町へ働きかけるとともに、県のCGハザードマップの周知徹底、活用を一層推進すること。

② 河川整備、流域対策の推進

地域総合治水推進計画を着実に実行するとともに、その整備実績、効果等について県民に広く周知すること。また、河川対策アクションプログラムの主な箇所以外についても、事前防災の観点から河川改修、堆積土砂撤去、樹木伐採等について地元要望を踏まえ適切に推進すること。

③ 土砂災害対策の強化

第4次山地防災・土砂災害対策計画に基づき、治山ダム・砂防えん堤、急傾斜崩壊防止施設等の整備を促進すること。

2 公共交通・バリアフリーの充実

(1) 公共交通の維持・活性化

① 地域公共交通の維持・活性化

「ひょうご公共交通10か年計画」に基づき、少子高齢化、国際化、情報化、モータリゼーションの進展等公共交通を取り巻く環境に適切に対応するとともに、利用者の減少を始め、頻発する災害対応や安全運行、人材の確保など公共交通に係る様々な課題に戦略的に取り組むこと。

② 鉄道空白地域の交通網充実

鉄道空白地域である淡路島における島内バス交通網と長距離都市間高速バスとの連携・充実が図れるよう支援すること。また、既存停留所やスマートインターチェンジを活用し、島内での停車便数を増やすよう事業者と連携して進めること。

③ 地域生活路線の利便性向上

バリアフリー化について、乗降客の多寡による整備推進ではなく、複数路線の接続駅（和田山駅等）や市の拠点駅（柏原駅等）であるといった駅の特性や、沿線住民の利用状況、年齢構成、沿線の福祉施設の有無等により柔軟に整備推進を図ること。鉄道事業者が国のガイドライン以上のバリアフリー化に難色を示す場合においては、県や市町の補助率をアップさせるなどにより実現に向けた取組を強化すること。

また、但馬地域と中国地方とを結ぶJR山陰本線・浜坂駅への特急列車の直接乗り入れ及び播但線の全線電化の実現を、JRに対して強く働き掛けること。

④ 神戸電鉄粟生線への支援

地域住民の重要な交通手段である神戸電鉄粟生線の維持存続を図るため、鉄道資産の保有、維持・管理、更新等の固定的経費の負担軽減を基本とした維持存続策（上下分離策を含めた）を推進するとともに、国や沿線3市と策定する次期の「神戸電鉄粟生線地域公共交通計画」について、広域的行政を担う立場から合意形成が速やかになされるように協議を進めること。

⑤ JRローカル線維持・利用促進策への支援

地域住民の日常生活や観光交流など地域活性化に欠かせない重要な交通インフラであり国への支援策を強く求めること。

⑥ ポストコロナ社会を見据えた地域鉄道への支援策

ポストコロナ社会における働き方やライフスタイルの変化（テレワークの拡大や公共交通機関の利用控え等）による鉄道利用者の減少に対する支援策を構築・拡充すること。

⑦ 船員の確保に向けた取組

瀬戸内海と日本海に面する本県において、海上交通を支える船員の確保は重要な課題であるが、家庭と離れて仕事する特殊な労働環境に置かれる等の理由により若者の求職ニーズにマッチせず人材確保が困難となっている。県として船員の地位向上や船員確保につながる補助制度を創設する等船員の確保に資する取組を強化すること。

（2）ホームドア設置の促進

障がい者や高齢者の線路への転落や電車との接触事故を防ぎ、朝夕の混雑時や駅のホームが狭い場合でも、誰もが安心して鉄道を利用できるよう、乗降客数要件や補助対象事業費の上限を撤廃し推進してきたが、鉄道事業者や市町と

連携して、駅のホームドア設置を加速化すること。

(3) バリアフリー化の推進

① 鉄道駅のバリアフリー推進

鉄道駅バリアフリー料金制度による施設整備について、各鉄道事業者の計画に積極的に関与し、住民要望や地域特性に応じたニーズを反映させるよう努めること。また、鉄道駅バリアフリー料金制度によらない地域のバリアフリーを更に推進すること。

② 高齢者・障がい者にやさしいタクシーの導入促進

高齢者や障がい者の移動円滑化のために導入が期待されるUDタクシーの普及・導入に対する支援制度を創設すること。

(4) 点字ブロックの整備促進、点検、改修

① 特定道路等の踏切への点字ブロック設置

視覚障がい者の安全確保を図るため、国土交通省の「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」改定に伴い、特定道路等の踏切への点字ブロック設置を早期に整備すること。

② 点検・改修等の整備促進

県内のバリアフリー化を推進するためにも、県が管理する道路等の点字ブロックを早期に点検・改修等の整備を促進すること。併せて、市町等管理部分との接続部等含め、県内の問題のある点字ブロックの点検を県が先導し、早期に点検・改修等の整備を促進すること。

3 道路交通網の整備

(1) 道路ネットワークの充実・強化

① 基幹軸道路の早期整備

県民の経済・社会活動を支え、救急救命活動や大規模災害の際には「命の道」となる、北近畿豊岡自動車道や山陰近畿自動車道などの基幹軸道路の整備を促進すること。

② 大阪湾岸道路西伸部の早期整備

関西圏へのひと・モノの流れを創出し、関西・神戸の創生につながる大阪湾岸道路西伸部（9期）の早期整備に向けた国直轄道路事業の予算確保及び「みなと神戸」にふさわしい景観の創出、休憩施設等の整備を国に要望すること。

③ 名神湾岸連絡線の整備

関西3空港へのアクセスの向上や、阪神高速道路神戸線の慢性的な渋滞解消につながる名神湾岸連絡線は、大阪湾岸道路西伸部との同時供用開始できるよ

う、早期整備に向けた予算確保及び有料道路事業導入による早期整備を国に働きかけること。

また、事業を円滑に進めるため、地域関係者に丁寧な説明を行い移転対象となる企業への在り方検討について支援すること。また、市街地及び海辺を横断する長大な高架構造物であり、景観に与える影響が大きいことから、設計段階から専門家・西宮市などと十分に協議して事業を進めること。

④ 播磨臨海地域道路の整備

全国でも有数のものづくり拠点である播磨臨海地域の渋滞解消をめざす播磨臨海地域道路の早期事業化の着手に向け、国に働きかけるとともに、具体的なルート選定にあたっては、地元企業等の事業活動に支障を来さないよう十分に配慮すること。

⑤ 地域基幹道路の整備促進

地域の交流や暮らしを支える生活道路の役割を担う地域基幹道路については、緊急で即効性のある維持補修に努めるとともに、未整備区間の早期整備や渋滞解消対策、歩道の整備、問題踏切の解消をはじめ、歩行者や自転車が安全で快適に通行できる道路として整備を進めること。

⑥ 高速道路料金の割引格差是正

本州四国連絡高速道路と他の高速道路との料金体系の統一を図るとともに、料金割引については、観光振興、物流対策、通勤利用などの観点を重視し、大口・多頻度割引や、淡路島内住民利用割引など割引格差是正を引き続き国に対し求めること。

⑦ 播但自動車道の料金設定の見直し

播但自動車道については、通勤や日常生活における利便性を向上させるため、利用しやすい料金設定の検討を進めること。

4 関西3空港・神戸港の発展

(1) 空港・港湾の機能強化

① 神戸空港・伊丹空港の機能拡大

神戸空港については、ポストコロナを見据えた航空需要に対応するため、国際化に向けた機能強化を進めるとともに、就航路線拡大や、空港アクセスの強化、プライベートジェットの受入推進等、需要拡大に向けた取組を推進すること。また、伊丹空港における国際便運航制限の緩和について、その実現に向けた関西3空港懇談会での協議を加速させること。

② コウノトリ但馬空港の東京国際空港直行便の開設

コウノトリ但馬空港から東京国際(羽田)空港への直行便の開設に取り組むこと。

③ 国際コンテナ戦略港湾・阪神港の競争力強化

国際コンテナ戦略港湾・阪神港について、ハブ機能強化に向けたインフラ整備への集中投資と集荷機能強化への支援を国へ強く求めること。

また、カーボンニュートラルポート形成に向けた取組を推進するため、阪神港と県管理港における内航フィーダーによるモーダルシフトの推進、陸送から海上輸送へのインセンティブ付与等、環境や安全面に配慮した利用しやすい港湾施設等の整備を進めること。

④ フェリー・旅客船の維持・存続のための支援策

コロナ禍で苦境に陥っているフェリー・旅客船事業者に対し、港湾使用料の減免や、船舶利用に繋がる観光需要喚起等、事業の維持・継続に向けた取組を支援すること。

5 県内建設業者・運輸事業者の振興

(1) 県内建設業者の振興と担い手確保

① 社会資本整備の計画的推進と工事発注の平準化

地域におけるインフラの維持管理や、災害対応等を担う建設・土木関連企業が中長期的な建設投資見通しのもとで着実に企業経営に取り組むことができるよう、今後とも社会資本整備の計画的推進、公共事業予算の安定的確保に努めるとともに、限られた人材を有効活用できるよう債務負担行為を積極的に活用して、工事発注を平準化すること。

② 建設技能者の担い手育成の推進

建設技能者の深刻な担い手不足を解消するため、三田建設技能研修センター等の施設や業界団体が行う担い手の確保・育成に向けた取組をより一層強力に支援すること。

③ 若年入職者の確保・育成

建設業における若年入職者の確保・育成のため、国の実施する「建設労働者緊急育成支援事業」の事業期間の更なる延長を要望すること。

④ 県内企業の公共工事受注機会の確保

県下中小企業が公共工事受注機会を確保できるよう、分離発注等による入札・契約制度の運用、技術・社会貢献評価制度の更なる拡充、予定価格の適正な設定、土日に休暇を取得できるような円滑な工事施工について特段の配慮をすること。

特に設計業務については、土木部発注の令和3年度発注における県内業者の受注割合は件数ベースで31%、金額ベースで25%（令和3年度ベース）と低くなっており、県内企業の受注拡大が更に図られるように取り組むこと。

⑤ 公共工事設計労務単価の引き上げ

設計労務単価の上昇が下請企業を含めた労働者の賃金に反映されることから、公契約条例を制定した上で単価の引き上げを行うこと。また、「県契約における適正な労働条件に関する要望」について、公共工事労務単価を基準とした賃金下限額を設定すること。

⑥ アウトソーシングの活用

電気工事免除交付業務など多くの都道府県がアウトソーシングしている業務は積極的にアウトソーシングに切り替えること。

(2) 県内運輸事業者の振興

① 運輸事業振興助成金の全額支給

「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づき運用されている運輸事業振興助成交付金について、全国で兵庫県と大阪府のみ全額支給されていない状況を解消し、兵庫県トラック協会に対して運輸事業振興助成金を全額支給すること。

② 市街化調整区域における運輸営業用施設の設置

ネット通販利用拡大をはじめ、年々多様化する輸送需要に県内運輸事業者が対応するため、配送センター整備が急務であるが、市街地での用地取得が困難であることから、市街化調整区域での営業用施設の設置がスムーズにできるよう、開発許可に関する柔軟な運用を行うこと。

6 通学路対策の推進

通学路の安全確保を図るため、教育委員会・保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して行う合同点検の結果をもとに、通学路における歩道、ガードレール、横断歩道、歩道橋、速度制限標識や自転車専用道等の早期の整備・改修を図ること。

7 急傾斜地崩壊対策事業の受益戸数等の採択要件の緩和

がけ崩れ災害から県民の生命と財産を守るため、現在、受益戸数等5戸以上となっている急傾斜地崩壊対策事業の採択要件を緩和すること。

8 土木部その他要望事項

(1) 道路ネットワークの充実・強化

- ① 阪神間の南北主要幹線道路である都市計画道路尼崎宝塚線、国道176号生瀬道路等の整備促進

- ② 国道 176 号「名塩道路」(生瀬工区及び東久保工区)の早期完成と、完成時期など事業見通しの公表
- ③ 国道 2 号「土山」交差点の改修整備の推進
- ④ 国道 175 号「東播丹波連絡道路」について事業中区分および計画中区分の重要物流道路への指定並びに、西脇北バイパスの整備促進、調査中区分(西脇市黒田庄町から丹波市氷上地域間)の早期事業化を向け、国への働きかけと整備促進
- ⑤ 都市計画道路山手線と接続する三国塚口線の早期共用に向けた事業促進
- ⑥ 「山陰近畿自動車道」のうち、(仮)竹野 IC～(仮)豊岡北 JCT・IC の整備促進及び残る佐津～(仮)竹野 IC 間の早期事業化
- ⑦ 県道等の整備
 - (ア) たつの市：揖龍南北幹線道路(JR 姫新線大鳥踏切から吉島地区)の整備推進、本竜野停車場線の拡幅(歩道整備)整備推進
 - (イ) 赤穂市：国道 250 号・赤穂佐伯線・高雄有年横尾線の整備推進
 - (ウ) 相生市：竜泉那波線の整備促進、国道 250 号線の歩道整備(颯浜から旭一丁目までの 3.7 km)、拡幅整備(坂越橋付近から南野中三叉路まで)
 - (エ) 佐用町：国道 373 号線、県道上福原佐用線、上三河平福線、千種新宮線、若桜下三河線の整備推進
 - (オ) 宍粟市：国道 429 号線・養父宍粟線の拡幅改良、志引峠・宍粟新宮線(山崎町下比地から新宮町高山間)のトンネル化、県道加美宍粟線・宍粟香寺線・田井中広瀬線のバイパス化、森添三方線の高見橋橋梁替え、一宮生野線の待機場所設置、宍粟下徳久線歩道整備、宍粟新宮線の交差点整備(山崎町下広瀬)
 - (カ) 洲本市：洲本五色線、鳥飼浦洲本線、広田洲本線、多賀洲本線、洲本賀集線の整備促進
 - (キ) 南あわじ市：阿万福良湊線(丸山バイパス 2 期工事)の整備促進
 - (ク) 淡路市：生穂育波線(全線二車線化)、室津志筑線(拡幅)、富島久留麻線(狭小区間解消)をはじめ尾崎志筑線、福良江井岩屋線、志筑郡家線、佐野仁井岩屋線、野島浦線の整備促進
 - (ケ) 姫路市：県道白浜姫路停車場線の阿保橋西詰から東詰、国道 312 号の姫路天神前交差点の渋滞対策、国道 2 号の市川橋以東の早期整備事業化
 - (コ) 尼崎市：新規臨港道路(東海岸町沖地区から末広地区)の早期整備事業化、県道 57 号玉江橋交差点以南の拡幅及び南伸計画の早期決定と整備促進
 - (サ) 香美町：(香住村岡線)七日市地内の歩道設置(Ⅱ工区)、大乘寺バイパス(香住区加鹿野～三谷)、中野地区の歩道設置の早期事業化
 - (シ) 香美町：(茅野福岡線)大谷バイパス(口大谷～中大谷地内)早期完成
 - (ス) 香美町：国道 482 号線「大谷バイパスⅡ期」の整備促進及び長坂地区

の早期事業化

- (七) 香美町：国道9号「笠波峠除雪拡幅事業」の確実な整備促進及び用野（鹿田～入江地内）急カーブ法線変更、歩道新設の早期事業化
- (ソ) 新温泉町：国道178号線（居組落石対策）1日も早い復旧
- (2) 無電柱化の推進など、避難路の確保等の防災対策や良好な景観の形成等に向けた道路整備の推進
- (3) 尼崎運河の再生に伴う自転車専用道路及び駐車場の整備促進と道の駅の整備
- (4) 合同庁舎開設による利用者増や、今後の総合衛生学院の新長田移転や神戸市の駅前広場のバスターミナル化計画を踏まえ、JR新長田駅への快速電車停車実現と東口改札の復活に向け、神戸市と連携したJRへの働きかけの強化
- (5) JR姫新線及び播但線の増便など、JRの利便性向上等についての関係機関への働きかけの継続
- (6) 阪急武庫川新駅の早期整備に向けた関係機関への支援
- (7) 神戸電鉄粟生線の存続に向けた支援の継続
- (8) 県における運輸事業振興助成交付金の10%削減を解消し、全額交付すること
- (9) 県条例で定める総合治水対策に関わる各市町への財政支援
- (10) 地籍調査の進捗率向上に向けた事業推進
- (11) カーテン及びカーテンレール・ブラインド等の納入について、設置工事を伴うため、工事の請負として扱うとともに、入札最低制限価格を設定
- (12) 浸食が進む淡路島の海岸（特に、厚浜海岸、西浦海岸）の回復と保全の国への働きかけ
- (13) 明石港の公共ふ頭及び展望公園をはじめとした明石港周辺の再整備促進
- (14) 淡路地域、尼崎 西宮港など重点整備地区の津波防災対策の着実な推進
- (15) 瀬戸内海クルーズなど内航クルーズ船誘致受入環境の整備推進
- (16) 揖保川の支流、蟠洞川の越水による浸水被害対策として、合流点の改善整備
- (17) 道路施設等の定期点検におけるインフラ調査士等資格者の活用促進
- (18) 電気設備工事の分離分割発注の実現について、各市町へのさらなる周知徹底
- (19) 河川等のインフラの整備
 - ① 猪名川及びその支流の河川整備の推進
 - ② 千種川及び加里屋川の河川整備の推進
 - ③ 鞍居川の河川改修事業の推進
 - ④ 洲本川、都志川、鳥飼川水系における河川の適正な維持管理
 - ⑤ 群家川、山田川、志筑川等の浸水対策
 - ⑥ 菅野川河川改修の推進
 - ⑦ 市川、夢前川、船場川（手柄工区）水尾川、八家川の河川整備の推進
 - ⑧ 船場川の自動集塵機の整備
 - ⑨ 野田川、八家川の排水機場のポンプ増設

- (20) 関西国際空港から有馬温泉への直行便の推進
- (21) 大阪湾ベイエリアと津名港・交流の翼港とを結ぶ航路開設への支援
- (22) 山田川河口部東側の防潮堤整備
- (23) 姫路港・家島港（網手地区）整備事業の推進
- (24) 明石市・道路事業者との連携による第二神明道路の明石サービスエリアへのスマートインターチェンジの設置
- (25) 尼崎港区の東海岸沖地区と末広地区を結ぶ新規臨港道路の早期整備支援と北進のための交通渋滞の緩和整備
- (26) 阪神タイガース2軍球場移転に伴う県道整備等に対する予算措置への支援

XI まちづくり部

1 命を守るインフラ整備の推進

(1) 「空き家」問題への対応

① 空き家への住宅用地特例の適用対象の適正化

固定資産税及び都市計画税に関する住宅用地特例の適用除外措置について、特定空き家等に限定せず、それ以外の空き家にも適用除外を可能とすることを国に強く要望すること。

② 空き家対策の推進

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家対策を総合的に推進できるよう、「空き家発生予防手引」を市町や各種団体等を通じて啓発すること。また、空き家バンクの周知や登録する際、相続の確定や境界の画定、図面の有無等の課題について、市町への指導を行うこと。

③ 既存住宅の有効活用

地域創生の実現の観点から、既存の住宅ストックを若年・子育て世帯の移住・定住の受皿や福祉拠点等として活用するため、市町(政令市・中核市含む)や関係団体と連携し、既存の住み替え支援制度を利用するために必要な改修への更なる支援等を促進すること。

④ 空き家の民泊活用の促進

外国人観光客の多様な宿泊ニーズに対応できるよう、条例上民泊が可能な地域における空き家の民泊活用を推進し、成功事例について県内での水平展開を図ること。

⑤ 住宅リフォーム等の推進

地域創生の観点から、住宅リフォーム環境の整備、リフォーム相談等の充実に加え、国が実施する中古住宅へのリフォーム工事費補助等を活用して空き家の解消を促すなど、市町や関連団体と連携した取組を進めること。また、テレ

ワーク、シェアオフィス、コワーキングスペース、シェアハウス等に活用する場合のリフォーム費用にも利用できるように助成制度を見直すこと。(政令市・中核市含む)

⑥ 新たな条例の創設と助成制度の拡充

「空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例」による特区制度を活用する市町が増えるよう周知していくとともに、国に対しても市町負担の軽減が図られるよう必要な支援や規制緩和を行うよう強く要望すること。また、危険空き家の解体を促進するための助成制度の拡充と要件緩和を行うこと。さらに、兵庫県建築基準条例第2条に適合する擁壁等の建築の除却等には莫大な費用が必要となり、空き家・空地として放置されているため現助成制度の補助額を拡充すること。

(2) 土砂災害特別警戒区域の対応策

土砂災害特別警戒区域の指定がされる中、危険住宅の移転等への補助を行う国の「住宅・建築物安全ストック形成整備事業」では、所有者の負担が大きいため、更なる補助額の嵩上げを国に要望するとともに、県においても補助額の嵩上げを行うこと。

(3) CGハザードマップシステムのアップグレード

現在のシステムは当該区域を2,500分の1まで拡大できるが操作性が悪く市町のハザードマップとも連携が必要である。国では新たなシステムを開発中とのことであり、早急にアップグレードを進めること。

2 まちのバリアフリーの充実

(1) 公共施設等のバリアフリー推進

公共施設等のバリアフリーについても、段差のない歩道の整備、橋梁の歩道の確保、無電柱化による車いすやベビーカー等への歩行空間の確保、道路横断の安全確保を図ること。また、公営住宅等のバリアフリー化を推進すること。

3 まちづくり部その他要望事項

- (1) JR元町駅西口構外北側階段におけるエレベーターの設置
- (2) 旧耐震基準の住宅の耐震化のさらなる推進及び震度6強以上の地震を受けた新耐震基準の住宅への診断費用等の支援創設
- (3) 大規模多数利用建築物などの耐震化の着実な推進
- (4) JR須磨駅南出口におけるエレベーターの設置
- (5) 21世紀の森にある神鋼栈橋を利活用したキャンプ場の整備等の魅力づくり

- (6) 建築物等への駐輪場整備の付置義務の推進
- (7) 民間シェルター等での一時保護が終了した、DV被害者やその家族が安心して生活できるよう、県営住宅への入居について許可するよう検討すること。
- (8) 外国人労働者やDVシェルターからの住替えなど、住宅確保や経済的困難を抱える者への支援として、生活困窮者の支援や地域コミュニティの活性化を図る団体等と連携し、尼崎市が実施している住環境支援事業(リーフル制度)を参考に県営住宅の活用を検討すること
- (9) 2024年の相続登記義務化に向けて県民に浸透するよう周知徹底を図ること
- (10) デジタル化推進として宅建業における各種申請に入稿システムを整備するとともに入力項目を簡素化するなど国に要望すること
- (11) 業務実績にとらわれない、小規模案件での公共施設の設計機会提供(プロポーザル方式)の導入
- (12) 大規模案件での県内建築士事務所の活用促進
- (13) マンション管理適正化法の改正に伴い、広く周知するためのセミナー等の開催に対する更なる強化

XII 企業庁

1 企業庁要望事項

- (1) 立地インセンティブを活用した播磨科学公園都市への積極的な企業誘致の促進
- (2) 淡路津名地区産業用地について、「あわじ環境未来島構想」の実現を目指した取組に沿った企業等のさらなる誘致促進
- (3) 地域整備事業の宅地分譲事業について、早期完売に向け取組を強化すること
- (4) 産業団地の整備について、市場ニーズを的確に捉えリスクを判断した上で、ひょうご小野産業団地の手法を用い、需要があるのに販売する物件がないよう開発を推進すること
- (5) 播磨科学公園都市での自動運転実験のさらなる推進
- (6) SDGsの取組内容をより充実すること

XIII 病院局

1 がん対策の推進

(1) がんサポート対策の推進

県立がんセンター及びがん診療連携拠点病院において、患者と家族の不安や困りごとに対するワンストップ相談窓口の設置、緩和ケア体制の充実強化、AYA世代支援体制強化、アピアランスサポート機能強化などサポート体制の推進を図ること。

(2) 県立がんセンターの機能強化

県立がんセンターのあり方検討委員会の最終報告書に基づき、県内がん医療のリーディングホスピタルにふさわしい、他の医療機関のさきがけとなるようなAIやICTの積極的な活用など、最先端のがん医療への対応を図るとともに、患者ニーズに即した病床スペースの確保やアメニティの充実など、患者本位の病院となるよう、地元市・医師会とも連携しながら整備計画を策定すること。

2 障がい者への支援強化

全県立病院に、手話などで障がい者からの相談に対応できる受付コンシェルジュを配置すること。

3 新型コロナウイルス感染症など感染症対策

今回の新型コロナウイルス感染症対応における経験を踏まえ、オンライン診療等（処方箋の発行）の実施、オンライン面会の実施、感染症対策に必要な医療備品（N95マスク・防護服など）の備蓄、院内感染防止対策の強化に取り組むこと。

4 病院局その他要望事項

- (1) 県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合病院における通院や救急搬送のための周辺整備
 - ① 老朽化した阪急電鉄今津線の阪神国道駅の再整備の推進
 - ② JR新駅設置と阪急電鉄今津線との乗り換えの利便性向上の検討
 - ③ JR神戸線の南北をつなぐ通路の早期着手
 - ④ 統合病院出入り口となる南側2号線東行交差点の整備

XIV 教育委員会

1 教育の充実

(1) 時代変化に適応した教育の推進

① 魅力ある県立高校づくりの推進

「ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会」の報告に基づいて策定される実施計画及びその取組については、各首長からの厳しい意見が出されていることを踏まえ、各学区内地域に丁寧な説明を行い、推進すること。

また、「ひょうご未来の高校教育あり方検討委員会」の報告を踏まえ、来年度より実施予定の県立高校改革においては、私立高校に対する影響について十分配慮し、複数志願選抜の入試制度の見直しや、兵庫県の多様な高校教育の実現に向けた改革とすること。

② ICT等を活用した新しい教育の推進

GIGAスクール構想による「1人1台端末」環境が整備され、教育現場において本格的なICT等を活用した教育が始まっているが、市町、学校、教員間において格差が生じないように、ICTを活用した指導方法についてスピード間を持って向上を図ること。教員の研修においてもICTを積極的に活用し、ICT教育のメリットを実感できるような研修を行うこと。

また、専修学校・専門学校・フリースクール等への同様の支援やICT環境維持管理経費への財政支援を国に要望すること。

③ 小中一貫教育の推進

義務教育9年間の教育活動を理解した上で、学力の向上を目指し、「中一ギャップ」・いじめや不登校などの教育問題に対応するため、全県下に小中一貫教育を推進すること。県内3地域での小中一貫教育調査研究事業の成果を踏まえ、各市町における小中連携・小中一貫教育の取組を積極的に支援していくこと。

④ 多様な教育ニーズに対応できる中高一貫教育の推進

高校入試がない中高一貫教育のメリットを活かし、多様な教育ニーズに対応できる県立学校を増やし、兵庫県の教育レベルや教育の魅力を高める取組とすること。

⑤ グローバル人材教育の推進

語学教育の強化や国際交流機会の拡大等により、国際的に活躍できる人材育成の取組を強化し、引き続きスーパーグローバルハイスクール校の拡充を図ること。

⑥ 持続可能な開発教育の推進

「SDGs」（持続可能な開発目標）の考え方についての教育を充実するこ

と。

また、環境や多文化への理解を深める教育を行い、持続可能な社会を目指す国際的人材を育成する取組である「持続可能な開発のための教育」を実践するユネスコスクールについて、引き続き県内の中学校・高等学校へ周知及び普及促進を図ること。

⑦ 栄養教諭の配置促進

小学校及び中学校の県費負担栄養教諭については未配置校が多数存在しているため、養護教諭や食育担当教諭がアレルギー対応の責務を担っており、業務過重となっている。食育の一層の推進及び学校における食物アレルギー対応の充実のため、栄養教諭を全校に配置できるように定数の拡充に努めること。

⑧ 薬物乱用防止のための教育の充実強化

危険ドラッグや、一部の国等で合法化され罪悪感や危険性の認識の低下が指摘されている大麻などの薬物乱用防止のため、薬物に対する正しい知識、危険性を理解させるための教育を充実強化すること。

⑨ 主権者教育の充実

政治に対する関心を高め、政治的中立のもと、積極的に社会参加する力を育むため、教員の指導実践研究を検証しながら、初等中等教育における主権者教育を推進すること。

⑩ 社会保障制度に係る学習の推進

社会保険労務士等の専門家による学校教育における年金・介護・医療保険など、社会保障制度に係る学習の重要性、有用性を学校長に周知し、更なる推進を行うこと。

⑪ 多文化共生社会の実現を目指す教育の推進

特定の人種や民族に対して差別や憎しみをあおる言動であるヘイトスピーチについて、いわゆるヘイトスピーチ規制法の趣旨に基づき、教職員が人権尊重を基盤に、多文化共生社会の実現を目指す教育を推進すること。

⑫ 子ども多文化共生サポーター派遣事業の拡充

来日して間もない外国人児童生徒の生活適応や、日本語指導が必要な児童生徒の進路保障に向けた学習支援・学習補助が十分に行えるよう、子ども多文化共生サポーター派遣事業の更なる拡充を行うこと。

⑬ 小学校プログラミング教育の円滑な実施に向けた整備

プログラミング教育の現状を把握するとともに課題を整理し、教員の負担や児童の学習効果等について検証し、改善を進めること。

⑭ 学校外から講師を招いて行う授業にかかる経費の確保

消費者教育、がん教育、社会保障教育等、専門家を招いて授業を実施する場合の経費について、交通費や謝金等の予算を確保すること。

(2) 教員の資質、指導力向上

① 教員の能力向上対策と倫理観の醸成

教科指導や生徒指導における教員の能力向上のため、研修等の強化を図るとともに、教員による不祥事の根絶に向け、高い倫理観と使命感の醸成に努めること。

② 教員の多忙化対策の強化

授業以外の事務や会議など、学校業務の改善に努め、教員の多忙化対策の充実強化を行うこと。また、スクールサポートスタッフや、部活動指導員の積極的な活用を図るなどサポート体制を確立するとともに、DXによる業務の抜本的な効率化等に取り組み、これらに必要な財政支援を行うこと。

また、部活動指導員の人材確保のために、専門知識や経験を有する人材の発掘を進めること。

③ 若手教員の指導力向上

若手教員の教科指導・学級運営等の指導力向上のため、継続してベテラン教員や再任教員を活用し、学級経営指導員の充実を図ること。

④ 教員採用試験の工夫・改善

教員採用試験において非常勤講師等、ある一定の実務経験のある受験者や社会人経験のある受験者に対しての採用条件の優遇措置等、工夫・改善を図ること。

⑤ 外国人教員の主任・副主任への任用

外国人教員を「主任」「副主任」として登用できるよう、柔軟な運用が行えるよう対応すること。

(3) 安全・安心な教育環境の整備

① いじめ対策の強化

「いじめ対応マニュアル」の周知徹底を図り、いじめやその兆候を早期に発見し、学校現場において迅速かつ適切に対処することができるよう、「学校支援チーム」や「市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業」など各取組の効果ある実施を図ること。

② アレルギー性疾患対策の推進

学校におけるアレルギー疾患対応マニュアルの活用を徹底し、学校現場でのアレルギー性疾患対策を推進すること。特にエピペン等を用いた児童生徒のアナフィラキシー発症時の緊急時対応について、教員等への研修を拡充すること。また、学校給食でのアレルギー対応のメニューなど充実を図ること。

③ 学習環境の改善

老朽施設の改築・長寿命化、特別教室や避難場所指定されている体育館への空調設備の整備、洋式トイレへの改修及びエレベーターの設置の支援・促進を

図り、緊急時の避難所としての役割も考慮し、学校のバリアフリー化を推進すること。特に、特別支援学校分教室等の併設高等学校には必ずエレベーターを設置すること。

④ コミュニティ・スクールの設置推進

子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールの設置について、各市町に対し、積極的な働きかけを行うとともに、成功しているモデル事例の情報を発信・共有すること。

⑤ 性暴力被害への対応

生徒が安心して相談できる環境整備と性暴力支援センターや警察等の各種支援団体と連携協定を締結し、性暴力被害生徒への迅速かつ的確な対応を行える支援体制を構築すること。また、担当教諭への指導・教育を徹底すること。

(4) 特別支援教育の充実（環境・体制の整備）

① 特別支援学校の整備

特別支援学校の教室不足の解消等ハード面での整備では、県立むこがわ特別支援学校・阪神北地域新設特別支援学校（仮称）の早期開校に向けた整備を推進するとともに、生徒数の増加により校舎の狭隘化が進む東播磨地域などでも計画的に整備を進めていくこと。

② 受入体制の充実

知的障がい特別支援学校に身体障がいがある生徒が通えるように再編する等障がいの種別に特化せず多様な障がいへの対応を進めるなど、受入体制を引き続き充実させ、障がいの重度・重複化や多様化等の個々の児童生徒ニーズに応じた教育の充実、教員の専門性向上等を推進すること。

③ 指導担当教員の増員

通常学級に在籍している軽度発達障害等の児童生徒への校内支援体制を確立するため、通級による指導を担当する力のある学校生活支援教員の増員などの人的配置強化を推進すること。

④ 特別支援教育コーディネーターの配置拡充

児童生徒・保護者及び医療・福祉などの関係機関との連携を図るため、学校の窓口、連絡調整役である「特別支援教育コーディネーター」の専任配置を推進すること。

⑤ 就業支援推進事業の拡充

卒業後に備えた自立教育及び就業支援（キャリア教育・就労支援推進事業等）を拡充すること。

⑥ インクルーシブ教育の推進

子どもたちから障害のある子と、ない子がともに学ぶことは共生社会を創るには大変重要であるため、県として共に学べる教育環境の整備を推進し、特別支援学校教員の技術向上と計画的な人材育成を行うこと。また、市町教育委

員会を支援するとともに、国に対しては必要な措置を行うよう強く要望すること。

⑦ 特別支援学級への対応

特別支援学級は、一人一人の生徒の障がいに違いがあり、学級運営が困難な場合があることから、県としても課題解決に取り組み、現場の実情に応じた柔軟な対応が可能となるように加配について国に要望すること。

⑧ 「専攻科」の設置

大人への成長の過程をよりゆとりあるものとするため、特別支援学校高等部に「専攻科」を設けるよう国に働きかけるとともに、兵庫県が先行して実績づくりを図ること。

⑨ 医療的ケアを必要とする児童生徒への支援

昨年成立した「医療的ケア児支援法」に基づき設置された「医療的ケア児支援センター」において、医療的ケア児コーディネーターの養成を着実に進めること。また、全市町にコーディネーターを設置するなど、学校と医療・福祉が枠を超えて連携する体制の早期構築を目指すこと。

⑩ 障がいのある子どもの専門的な指導と地域での学びの両立

特別支援学校に在籍しながら、地域の学校とつながりをつくる取組を推進すること。また、学校園内外での支援体制の充実も図り、切れ目のない支援の推進を行うこと。

⑪ 精神保健福祉士との連携について

児童生徒の発達段階に応じた人権教育や保健教育と合わせて精神保健教育を実施すること。また、児童生徒の悩み等は学校医やスクールカウンセラーが実施しているが、精神的な悩みには精神保健福祉士などの専門家へ迅速に連携できる体制を構築すること。

⑫ 特別支援学校に言語聴覚士等のリハ専門職を配置

各校が児童生徒等の実態に応じて、きめ細かく適切な指導と必要な支援が行えるよう、言語聴覚士等のリハ専門職を配置すること。

(5) 私学教育への支援（再掲）

兵庫県の公教育の一翼を担う私学に対し、生徒数の大幅な減少により多くの学校が赤字となっている学校経営の健全化や、ICT教育環境の整備、令和元年の消費増税分を授業料転嫁ができていないこと、耐震化や環境・省エネルギーに対応した施設整備等のため、経常費補助の大幅な拡充を図ること。

県立高校改革においては、私立高校に対する影響について十分配慮し、複数志願選抜の入試制度の見直しや、県立と私学の生徒比率の適正化に配慮した定員設定等、兵庫県の多様な高校教育の実現に向けた改革とすること。

(6) 多様な学びの推進

① 学校に行けなくなった子どもたちが安心して学べる環境づくり

近年、不登校児童・生徒が増加しており、その原因分析と対応策を作成すること。また「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」の広報と活用が正しく推進されているか検証・検討するとともに学校と民間施設の連携強化、フリースクール間の交流や親の会の充実などを推進し、不登校やひきこもりで学校に行けなくなった子どもたちが安心して学べる環境づくりを更に推進すること。

また、不登校児童・生徒に対し、ICTを活用したオンライン授業等による学びの場の提供についても積極的に推進すること。

② フリースクール等に学ぶ不登校児童生徒に対する支援【最重点要望事項】

不登校児童生徒が家庭の経済状況に関係なく、フリースクール等で学習機会を確保するため、通学費や授業料などの経済的支援制度の創設を求める。

③ 夜間中学校の拡充

基礎学力を身につけるために学び直しの場合として、また外国人への教育の場として、夜間中学校に広域的かつ多くの方を受け入れることができる体制をつくること。具体的には、既存の神戸市と尼崎市にある夜間中学校で広域的に生徒を受け入れる体制を作るとともに、但馬地域へ分教室を設置すること。

④ 不登校特例校の設置検討について

不登校特例校は国や自治体による設置が努力義務となっているため、各地の事例を参考に設置にむけた検討を行うこと。

(7) 児童生徒の“心のケア”の推進

① ストレス対処法特別授業の早期実施

新型コロナウイルス感染症などの差別・誹謗中傷を防ぎ、病気への正しい理解を促す「ストレス対処法（ストレスマネジメント）を学ぶ特別授業」の実施を推進すること。また、実施状況やアンケート調査の結果を踏まえた評価を行うこと。

② スクールカウンセラー配置の促進

特別授業の拡充・子どもたちが安心して相談できる体制・家庭地域連携支援など拡充するため、スクールカウンセラーの配置の促進を行うこと。

2 通学路対策の推進（再掲）

通学路の安全確保を図るため、教育委員会・保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して行う合同点検の結果をもとに、通学路における歩道、ガードレール、横断歩道、歩道橋、速度制限標識や自転車専用道等の早期の整備・改修を図ること。なお、その進捗状況については教育委員会がまとめて、着実な整備を推

進すること。

3 スポーツ立県ひょうごの推進

(1) スポーツ振興施策の推進

① スポーツ人口増加に向けた取組

県民が生涯にわたって活発にスポーツに親しめるよう、地域スポーツクラブの設立支援やスポーツ指導者の養成を行うなど、環境整備をさらに推し進めること。

② 学校体育関係を除くスポーツ行政の教育委員会から知事部局への移管

多面的な価値をもつスポーツ行政をより効果的・一体的に推進するため、教育委員会が所管しているスポーツ行政のほか、スポーツツーリズムや障がい者スポーツなどのスポーツ関連施策の知事部局へ移管すること。

③ 国際スポーツ大会の誘致

スポーツ立県ひょうごを推進していくため、国際大会が開催可能なアリーナ施設の整備など、国際スポーツ大会誘致に向けて、環境整備を推進すること。

④ スポーツ選手の育成

オリンピックや世界大会で活躍するような選手を育成するため、トップレベル競技者が強化活動に専念できるトレーニングセンター施設の整備を推進すること。

(2) アーバンスポーツの環境整備

東京オリンピックの公式な競技として採用されたBMX、スケートボード、スポーツクライミングをはじめ、3x3、パルクール、インラインスケートなどのアーバンスポーツが今、世界中から熱い視線を集めている。スポーツ立県を目指す本県においても、アーバンスポーツ施設の環境整備を県立公園なども含め推進し、県民が気軽に親しめるようにしつつ、大会誘致等により地域創生にも資する取組を推進すること。

4 教育委員会その他要望事項

- (1) 職業高等学校における就職促進のための最新機器等の整備更新の実施
- (2) 教科指導力向上のため、専門指導者の複数学校兼務・併任（兼務）の実施
- (3) 避難所となる体育館への空調設備の早期設置の実施
- (4) 本年3月に策定した、『不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン』について、県内市町の教育委員会への普及を進め、子どもたちの人間的成長や学習活動をサポートしていくこと

- (5) 重症心身障がい児が安心できる神戸特別支援学校の教育環境の整備
- (6) 県立工業高校における専門的・実践的な学習内容の充実
- (7) 2022 年度新入生から予定されている県立高等学校の生徒に対するタブレット端末購入費については、自費購入が困難な世帯に対しタブレット費用負担の軽減に努めること
- (8) 重要な発見が続く淡路島の歴史文化研究と研究拠点整備への支援の強化
- (9) 補助教材の購入（入札）に際して、特定の業者に偏らず、地域連携の観点からも購入等、地元書店との協力をすること。

XV 警察本部

1 安全・安心の地域づくり

(1) 警察体制の整備

① 人材の育成・確保

警察官定員の充足に向け、新規採用のあり方について、即戦力となる専門職採用の拡充も含め、警察業務の魅力等の積極的な情報発信、志望者の適性を見極め手法や面接官の資質向上等の改革を進めるとともに、若手警察官の育成・定着を図るためのフォロー体制を強化し、人材の確保・育成を強化すること。

また、退職警察官の積極的な再任用、女性警察官の比率目標を設定し、計画的な採用を進めることなどにより、多様なニーズに応える人材確保に努めること。

② 警察官の職務規律の徹底

警察官の職務倫理向上に向けた取組を強化し、県民から信頼される警察となるように努めること。高齢者・障がい者等への適切な対応を含め教養内容や職務訓練等について不断の改善に努めること。

③ 警察施設の整備推進

老朽化や狭隘状態になっている警察署や交番・駐在所等の建替、大規模改修を計画的に推進するとともに、警察官（駐在所の家族も含む）に必要な機材や備品の充実を図ること。

④ 女性警察官に配慮した施設整備

専用トイレ・仮眠室等の職場環境整備や機材・備品の充実を図ること。

⑤ 交通安全施設の老朽化対策の推進及び整備方針等の周知浸透

信号機のLED化の推進を強化し、信号柱・制御機や標識など老朽化した交通安全施設の適切な維持管理・更新等のための予算確保を行うこと。また、路面標示の改修整備が遅れており早めの対策をすること。

⑥ 大規模災害発生時における災害警備体制の充実

今後、南海トラフ地震等の大規模災害の発生が見込まれる中で、災害発生時

に情報の収集・分析、緊急交通路の確保、救出救助活動、避難誘導、検視、行方不明者の捜索等が円滑に行えるよう災害警備体制の充実を図ること。

⑦ 交番の再編

交番の再編により、再編地域における治安対策等や住民の不安解消がなされたのか、また、再編による効果が表れているのかなど管轄区域内の住民・署員などの意識調査や分析などを基に検証して更なる対策に生かすこと。

(2) 犯罪対策の強化

① 反社会的組織の撲滅

暴力団排除条例を効果的に活用し、暴力団事務所等の運営の禁止など行政命令等を積極的に発出すること。また、地域住民が主体的に取り組む暴力団追放運動に対する支援及び民事訴訟費用の補助や暴力団事務所の買取等、地元自治体や自治会等と連携して従来よりも踏み込んだ支援策を実施すること。

さらに、みかじめ料、用心棒料の授受等を直罰で禁止する改正条例に基づく取組を強化すること。

② 国際犯罪組織の取締り強化

増加する訪日外国人犯罪対策や不法滞在者の取締り強化とともにヤード対策を継続し、悪質・巧妙化する国際犯罪組織の実態解明を推進すること。

③ 少年非行への対策強化

低年齢化する少年犯罪防止に向け、学校・PTAと連携した学校行事での啓発や街頭補導および検挙活動等の対策を強化するとともに、犯罪を未然に防止するための声かけ運動等を推進すること。

④ 薬物乱用防止対策の強化

覚醒剤や大麻等の薬物乱用防止対策について、引き続き摘発、取締りを強化するとともに、ネット上の取引など密売・購入手法について潜在化・巧妙化が進行していることから、サイバーパトロールの推進など監視体制の強化を図ること。特に近年大麻による検挙者数が増加していることを踏まえ、健康福祉部と連携して若年層対策を最優先課題として取締りの強化に努めること。

(3) 地域の防犯対策の強化

① 子どもと女性を守る対策の充実強化

地域の高齢化や空き家の増加等の社会情勢変化に合わせ、子どもを守る110番の家・店・車の充実、見直しを図るとともに、レディースサポート交番の拡充を推進し、子どもと女性を守る対策を強化すること。児童虐待事案については、児童の安全確保を最優先し、こども家庭センターとの連携を強化すること。

② 防犯カメラ設置の推進

地域の防犯上、防犯カメラが必要な箇所について、警察が地域コミュニティに対し積極的に設置を推進して、防犯カメラの設置状況に地域格差が出ないように

フォローすること。

③ 巡回連絡やパトロールの強化

交番・駐在所等の警察官が各家庭や事業所（特に女性経営者の事業所や病院）を訪問することにより、犯罪の抑止や災害時などの迅速な対応が可能となることから、日ごろから巡回連絡やパトロールの強化に努め、地域の方々に「顔がわかるお巡りさん」として存在を示して体感治安の向上を図ること。

④ 110番通報登録制度の周知と強化

ストーカーやDVの被害者を守るために有効な110番通報登録制度の一層の周知を図るとともに、運用の強化を図ること。

（４）犯罪対策・犯罪被害者支援の推進

① 初動対応の強化

「地域警察デジタル無線システム」の活用と、導入予定の新システムとの接続による情報共有に努め、初動対応の強化を図ること。

② サイバー犯罪対策の強化

サイバー犯罪に的確に対応し、ICT社会における県民の安心・安全確保を官民一体となって推進するとともに、関連犯罪の取締りを強化すること。特に、スマートフォンの普及など、急速なインターネット環境の変化によって増加しているSNSなどを利用した児童買春・児童ポルノ事件など、青少年の健全育成に悪影響を及ぼすサイバー犯罪の取締りと広報啓発活動の取組について更に強化すること。

③ 犯罪被害者等の支援強化

犯罪被害者等基本法の目的に基づいて、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図る施策・支援を犯罪被害者等早期援助団体等と連携強化して推進すること。併せて、被害者に対するマスコミの取材や報道等について、被害者のプライバシー保護の確保にも努めること。

④ 知能犯罪対策の強化

フィッシング詐欺や特殊詐欺など身近な知能犯罪から県民を守る対策及び取締りを強化し、発生件数、被害金額の減少を実現すること。また、県民への広報啓発活動を推進すること。

（５）交通安全対策の推進

① 危険運転の取締り強化

あおり運転や飲酒運転の取締り強化と関係業界への啓発を推進するとともに、法令改正など取締り強化について広報すること。

② 高齢者等の運転事故防止

高齢者の自動車事故防止のため、運転免許証の自主返納を一層促進するとともに

に、意識障害の可能性があるドライバーへの運転免許証の交付・更新に対し、ライフスタイルの工夫や家族への助言等、慎重に対応されるよう対策を講じること。また、ハンドル型電動車いすに係る事故防止対策に取り組むなど、高齢者、子ども、障がい者等の交通弱者に配慮し、交差点改良や道路照明、通学園路への信号機設置など安全施設の整備を推進すること。

③ 住宅地の交通安全対策

住宅地、学校隣接地域等の安心・安全・快適な交通環境の整備を図るため、ゾーン30を積極的に推進し、地域住民・道路管理者・警察の3者による協議会等を立ち上げるなどの対策を講じること。また、可搬式の速度違反自動取締り装置（オービス）を活用した取締りを強化すること。

④ 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」等に基づく自転車事故防止策の推進

関係機関と連携して施行された条例内容の周知徹底を図るとともに、改正道交法に基づく自転車事故防止のための取締りや指導、交通安全教育の推進を図ること。

また、国土交通省と警察庁が改定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、自転車専用道等の整備を推進するとともに、関係機関と連携して自転車専用道の適正利用を図ること。あわせて、自転車保険への加入を促進すること。

⑤ 高齢者講習などの講習体制の強化

高齢者講習について、団塊の世代が75歳以上となる数年後を見据え、受講体制の拡大を図り、高齢者がスムーズに受講できる体制を構築すること。また、原付免許取得時に必要となる実技講習においても、体制強化を図り、免許の即日交付が可能となるよう改善すること。

⑥ 信号機の撤去の検討

県警では学校の統廃合や人口減少などによる社会情勢の変化に基づき稼働率の低い信号機について撤去も含めた検討を進めているが、検討にあたっては地元自治会をはじめ学校、PTA、防犯協会等の関係者と丁寧かつ慎重な説明と議論を行い、撤去ありきではなく存続も視野に入れて検討すること。

⑦ 通学路対策の推進（再掲）

通学路の安全確保を図るため、教育委員会・保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して行った合同点検の結果をもとに、通学路における歩道、ガードレール、横断歩道、歩道橋、速度制限標識や自転車専用道等の早期の整備・改修を図ること。

⑧ トラックの駐停車場所、荷捌所の設置

大都市市街における荷物の積み下ろしスペースの確保が困難な状況であることから、トラックの駐停車場所、荷捌所の設置拡大に向けた駐車規制の緩和を柔軟に実施すること。

2 警察本部その他要望事項

- (1) 交通事故抑止対策の推進
 - ① 信号機設置と交差点改良の推進
 - ② 歩車分離式信号機の設置促進
 - ③ 信号機のLED化と停電対応型化の促進
 - ④ 自転車の安全交通を推進するための標識等の整備
- (2) ミニパトカー未配備の交番、駐在所に対する配備の推進
- (3) 駐車違反取締りにおける集配中の貨物自動車の荷さばきスペースの緩和区間の拡大、除外許可証の運用効率化等、規制緩和の推進
- (4) 廃棄物不法投棄等の環境犯罪への対策の強化
- (5) ゾーン30の推進
- (6) 地域組織と交番担当エリアをマッチングさせ、より地域組織との連携可能な体制の構築
- (7) 巡回連絡の全世帯実施
- (8) 老朽化が進み、耐震基準を満たしていない職員住宅や独身寮の計画的な建替えや民間住宅の活用の推進
- (9) 可搬式オービスを増やし、速度取り締まりを強化すること
- (10) 児童虐待への対応強化のため、児童相談所における警察官の配置を拡充すること
- (11) 運転シミュレーターを増やし、高齢者に身体機能の変化を理解させるための交通安全教育を推進すること
- (12) 国道2号線を南北に横切る長田区大橋町8丁目～腕塚町8丁目間に、横断歩道ならびに信号機を設置し、長田区内の2号線で430mと最も交差点間が離れている状況を改善し、来年度より小学校区が一緒になる南北地域の交流や、津波や高潮からの避難経路の確保の実現
- (13) Bluetoothを利用したスマートフォンアプリ対応の信号機（音声と振動・画面で確認）の設置を福祉の観点からも進めること
- (14) 日曜日に免許証記載事項の変更ができるようにすること。